

官報 号外

昭和五十七年四月九日

○第九十六回 参議院會議録第十二号

昭和五十七年四月九日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十二号

昭和五十七年四月九日

午前十時開議

- 第一 千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件
- 第二 第六次国際不協定の締結について承認を求めるの件
- 第三 千九百八十年九月二十五日に国際コリア理事會決議によつて承認された千九百七十六年の国際コリア協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件
- 第四 アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件
- 第五 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 機械類信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号

千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件外三件

日程第一 千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件
日程第二 第六次国際不協定の締結について承認を求めるの件
日程第三 千九百八十年九月二十五日に国際コリア理事會決議によつて承認された千九百七十六年の国際コリア協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件
日程第四 アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件
以上四件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長稲嶺一郎君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和五十七年二月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

千九百八十年の国際コリア協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定

に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十年の国際コリア協定

第一章 目的

第一条 目的

千九百八十年の国際コリア協定(以下「この協定」という。)の目的は、國際連合貿易開發會議の採択した一次產品總合計画に關する決議第九十三号(第四回會期)及び第二百二十四号(第五回會期)を考慮して、次のとおりとする。

- (a) コリアの生産と消費との間の調整が通常市場の力のみによつては事態に即応するように速やかに行われなければならない場合に継続することとなる重大な經濟的困難を緩和すること。
- (b) 生産者及び消費者の双方の長期的利益を損なうコリアの價格の過度の変動を防止すること。
- (c) 加盟生産國のコリアの輸出による收入の安定及び増加に寄与する措置をとること、ひいては、活発かつ継続的なコリアの生産の増加を図るために必要な刺激を与えること並びに加盟生産國の急速な經濟成長及び社會開發のための資金の取得に寄与すること。この場合において、加盟輸入國の消費者の利益、特に消費を増大する必要性を同時に考慮するものとする。
- (d) 生産者及び消費者にとつて公平で、かつ、妥當な價格による十分な供給を確保すること。
- (e) 供給と需要との間の長期的均衡の確保のため、消費の増大及び、必要な場合には可能な範圍内で、生産の調整を容易にすること。

第二章 定義

第二条 定義

- この協定の適用上、
- (a) 「コリア」とは、カカオ豆及びコリア製品をいう。
 - (b) 「コリア製品」とは、コリアペースト、カカオ脂、コリア粉(甘味を付けてないもの)、コリアケーキ、コリアニブ等のカカオ豆のみから作られる製品及び理事會が必要に應じ決定するコリアを含有するその他の製品をいう。
 - (c) 「ファイン・コリア又はフレーバー・コリア」とは、附屬書Cに掲げる國において生産されるコリア(同附屬書に掲げる割合以内のものに限る。)をいう。
 - (d) 「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)又は二千二百四十・六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。
 - (e) 「コリア年度」とは、十月一日から九月三十日までの十二箇月の期間をいう。
 - (f) 「コリアの輸出」とは、コリアがいずれかの國の關稅地域から外へ出ること、をいい、「コリアの輸入」とは、コリアがいずれかの國の關稅地域の内に入ることをいう。ただし、この(f)の定義の適用上、二以上の關稅地域から成る加盟國については、關稅地域は、当該加盟國の關稅地域全体をいうものとする。
 - (g) 「機關」とは、第五条に規定する國際コリア機關をいう。
 - (h) 「理事會」とは、第六条に規定する國際コリア理事會をいう。
 - (i) 「締約國」とは、この協定に暫定的に又は確定的に拘束されることに同意した政府又は第四条に規定する政府間機關をいう。
 - (j) 「加盟國」とは、(i)に定義する締約國をいう。
 - (k) 「輸出國」又は「加盟輸出國」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したコリアの輸出量が輸入量を上回る國又は加盟國をいう。もつとも、カカオ豆に換算したコリアの輸入量が輸出量を上回る國であつても、生産量が輸入量を上回る場合には、自己の選択により加盟輸出國となることができる。
 - (l) 「輸入國」又は「加盟輸入國」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したコリアの輸入量が輸

(四) 出量を上回る国又は加盟国をいう。
(五) 「生産国」又は「加盟生産国」とは、それぞれ、商業的にみて相当な量のコリアを栽培する国又は加盟国をいう。

(六) 「区分」とは、単純過半数票とは、加盟輸出国の投票する票の過半数の票及び加盟輸入国の投票する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(七) 「特別多数票」とは、加盟輸出国の投票する票の三分の二以上の票及び加盟輸入国の投票する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟国の半数以上がこれらの票を投ずることとを条件とする。

(八) 「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生(暫定的なものであるか確定的なものであるかを問わない)をいう。

第三章 加盟国

第三条 機関の加盟国

- 1 締約国は、機関の単一の加盟国となる。
- 2 加盟国は、理事会の定める条件に従つて加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。

第四条 政府間機関の加盟

- 1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府間機関を含む。したがつて、この協定において、署名、批准書、受諾書若しくは承認書の寄託、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准書、受諾書若しくは承認書の寄託、暫定的適用の通告又は加入を含む。
- 2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。

- 3 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。

第四章 組織及び運用

第五条 国際コリア機関の設立、本部及び構成

- 1 千九百七十二年の国際コリア協定によつて設立された国際コリア機関は存続するものとす。機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視する。
- 2 機関は、次のものによつて、その機能を営む。

- (a) 国際コリア理事会及び執行委員会
- (b) 事務局長及び職員

- 3 機関の本部は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンに置く。

第六条 国際コリア理事会の構成

- 1 機関の最高機関は、国際コリア理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。
- 2 加盟国は、理事会において、一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理により代表される。加盟国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。

第七条 理事会の権限及び任務

- 1 理事会は、この協定に明示的に定められた事項の実施のために必要なすべての権限を行使し及びこれらの事項の実施のために必要なすべてのの任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。
- 2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合する規則(理事会及び委員会の手続規則、機関の会計及び職員に関する規則並びに緩衝在庫の管理及び運用に関する規則を含む。)を採択する。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。

- 3 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録及び適当と認めるその他の記録を保管する。

第八条 理事会の議長及び副議長

- 1 理事会は、各コリア年度につき、議長、第一副議長及び第二副議長各一人を選出する。議長、第一副議長及び第二副議長は、機関から報酬を受けない。
- 2 議長及び第一副議長は加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから、第二副議長は他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各コリア年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

- 3 議長及び二人の副議長のすべてが一時的に欠けた場合又は議長及び二人の副議長のうち一人若しくは二人以上が恒久的に欠けることとなつた場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。

- 4 議長及び理事会の会合において議長の職を行うつては、その他の役員は、投票権を行使することができる。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

第九条 理事会の会期

- 1 理事会は、原則として、各コリア年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。
- 2 理事会は、その他この協定に特に定める事態に際し会期を開催するほか、その決定するときは、又は次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。

第十条 票数

- (a) 五の加盟国
- (b) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国
- (c) 執行委員会

- (d) 事務局長(第二十七条、第三十一条、第三十六及び第三十七条の規定の適用がある場合)

- 3 会期の通知は、緊急の場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。

- 4 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合に、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を支弁する。

- 1 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、2から6までの規定に従つて、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分内でそれぞれ配分する。

- 2 加盟輸出国の票は、各コリア年度につき、次のとおり配分する。百票は、すべての加盟輸出国の間で平等に配分し、その合計が百に最も近くなるようにする。残余の票は、加盟輸出国のうち附属書Aに掲げられている加盟輸出国の間で、機関が確定的な数字を入手することのできる最近の四コリア年度におけるそれぞれの年間輸出量の平均が当該四コリア年度におけるそれぞれの年間輸出量の平均の合計に占める百分率に基づいて配分する。輸出量は、カカオ豆の総輸出量に第二十八条に定める換算係数によつてカカオ豆相当量に換算したコリア製品の総輸出量を加えて計算する。理事会は、加盟輸出国の輸出量の増減により附属書A及び附属書Bの表の修正が必要となる場合には、これらの表を修正する。

- 3 加盟輸入国の票は、各コリア年度につき、次のとおり配分する。百票は、すべての加盟輸入国の間で平等に配分し、その合計が百に最も近くなるようにする。残余の票は、すべての加盟輸入国の間で、機関が確定的な数字を入手する

ことのできる最近の三コオア年度におけるそれ
 ぞれの年間輸入量の平均が当該三コオア年度に
 おけるそれそれの年間輸入量の平均の合計に占
 める百分率に基づいて配分する。輸入量は、カ
 カオ豆の純輸入量の第二十八条に定める換算係
 数によつてカオ豆相当量に換算したコオア製
 品の総輸入量を加えて計算する。

4 いかなる加盟国も、三百を超える票を有して
 はならない。2及び3の計算から生じた三百を
 超える部分の票は、それぞれ2及び3の規定の
 例により他の加盟国に再配分する。

5 機関の加盟国の構成に變動がある場合又は加
 盟国の投票権がこの協定に定めるところにより
 停止され若しくは回復される場合には、理事会
 は、この条に定めるところにより、票を再配分
 するための措置をとる。

6 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。

第十一条 理事会の投票手続

1 加盟国は、自国の有するすべての票を投する
 権利を有するが、投票に当たり票を分割しては
 ならない。もつとも、2の規定により委託され
 た票については、加盟国は、自国の有する票と
 別個に投することができ。

2 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、
 加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の
 議長に対する文書による通告により、理事会の
 会合において自国の利益を代表し及び自国の票
 を投することを委任することができ。この
 場合には、前条4に定める制限は、適用しな
 い。

3 他の加盟国から当該他の加盟国が前条の規定
 により有する票を投することを委任された加盟
 国は、当該他の加盟国の指示に従つて当該票を
 投する。

4 ファイン・コオア又はフレーバー・コオアの
 みを生産する加盟輸出国は、緩衝在庫の管理及
 び運用に関する事項については、表決に参加し
 てはならない。

第十二条 理事会の決定

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定
 が特別多数票による議決で行うことを定めてい
 る場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票に
 よる議決で行う。

2 理事会の決定又は勧告に必要な票数の算定に
 当たり、棄権した加盟国の票数は、算入しな
 い。

3 この協定において特別多数票による理事会の
 議決が必要とされる議案については、次の手続
 を適用する。

(a) 必要とされる多数が三以下の加盟輸出国又
 は三以下の加盟輸入国の反対票のため得られ
 ない場合には、区分ごとの単純過半数票によ
 る議決で理事会が行う決定により、四十八時
 間以内に再び表決に付する。

(b) (a)の規定を適用しても必要とされる多数が
 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国
 の反対票のため得られない場合には、区分ご
 との単純過半数票による議決で理事会が行う
 決定により、二十四時間以内に再び表決に付
 する。

(c) 三回目の表決においても必要とされる多数
 が一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対
 票のため得られない場合には、可決されたも
 のとみなす。

(d) 理事会が(a)又は(b)の規定による表決に付さ
 ない場合には、議案は、否決されたものと認
 める。

2 理事会は、国際商品貿易の分野における国際
 連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適
 当な場合には、自己の活動及び事業計画につ
 いて同会議に通報する。

3 理事会は、コオアの生産者、貿易業者又は製
 造業者の国際的な機関との効果的な連絡を維持
 するため、適当なすべての措置をとることがで
 きる。

第十四条 オブザーバーの参加

1 理事会は、非加盟国に対し、理事会の会合に
 オブザーバーとして出席するよう招請を行うこ
 とができる。

2 理事会は、前条に規定する機関に対し、理事
 会の会合にオブザーバーとして出席するよう招
 請を行うことができる。

第十五条 執行委員会の構成

1 執行委員会は、八の加盟輸出国及び八の加盟
 輸入国をもつて構成する。ただし、加盟輸出
 国の数又は加盟輸入国の数が十以下である場合
 には、理事会は、加盟国の二の区分の間の均衡を
 維持しつつ、特別多数票による議決で執行委員
 会の構成国の総数を変更することができる。執
 行委員会の構成国は、次条に定めるところによ
 り各コオア年度につき選出されるものとし、再
 選を妨げられない。

2 選出された構成国は、執行委員会において、
 一人の代表及び希望する場合には一人又は二人
 以上の代表代理により代表される。構成国は、
 その代表又は代表代理のために一人又は二人以
 上の顧問を任命することができる。

3 執行委員会の議長及び副議長は、理事会によ
 り各コオア年度につき選出されるものとし、双
 方とも、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のう
 ちのいずれか一方の区分に属する加盟国の代表
 団のうちから選出される。これらの職は、各コ
 オア年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り
 当てる。議長又は副議長が一時的に欠けた場合
 又は恒久的に欠けたこととなつた場合には、執
 行委員会は、該当する区分に属する加盟国の代
 表のうちから、一時的又は恒久的にその職を行
 う新規の役員を選出することができる。議長及
 び執行委員会の会合において議長の職を行つて
 いるその他の役員は、投票権を行使することが
 できない。これらの者の代理は、自己の代表す
 る加盟国の投票権を行使することができる。

4 執行委員会は、特別多数票による議決で別段
 の決定を行わない限り、機関の本部において会
 合する。加盟国の招請により執行委員会が機関
 の本部以外の場所において会合する場合には、
 当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を支弁
 する。

第十六条 執行委員会の構成国の選挙

1 執行委員会の構成国となる加盟輸出国及び加
 盟輸入国は、理事会において、それぞれ加盟輸
 出国及び加盟輸入国の区分ごとに選出される。
 区分ごとの選挙は、2及び3の規定により行
 う。

2 加盟国は、第十条の規定により自国の有する
 すべての票を一の候補に投する。第十一条2の
 規定により委託された票については、加盟国
 は、他の候補に投することができ。

3 最も多数の票を得た候補を当選国とする。

第十七条 執行委員会の権限

1 執行委員会は、理事会に対して責任を負うも
 のとし、その一般的指示の下に活動する。

2 執行委員会は、市況を常時検討するものと
 し、理事会に対して適当と認める措置を勧告す
 る。

3 理事会は、次の権限を除くほか、区分ごとの
 単純過半数票による議決が必要とされる事項に
 ついては区分ごとの単純過半数票による議決
 で、特別多数票による議決が必要とされる事項
 については特別多数票による議決で、理事会の
 権限の行使を執行委員会に委任することができ
 る。もつとも、理事会がその権限を自ら行使す
 ることを妨げるものではない。

昭和五十七年四月九日 参議院会議録第十二号

千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求める件外三件

二七四

- (a) 第十条の規定に基づいて票を再配分すること。
- (b) 第二十三条の規定に基づいて運営予算を承認し及び分担金の額を決定すること。
- (c) 第二十七条及び第三十六条から第三十八条までの規定に基づいて価格を改定すること。
- (d) 第二十九条の規定に基づいて附属書Cを修正すること。
- (e) 第四十条の規定に基づいて補足措置に関する決定を行うこと。
- (f) 第五十五条の規定に基づいて加盟国の義務を免除すること。
- (g) 第五十八条の規定に基づいて紛争について決定を行うこと。
- (h) 第五十九条の規定に基づいて加盟国の権利を停止すること。
- (i) 第六十四条の規定に基づいて加入の条件を定めること。
- (j) 第六十九条の規定に基づいて加盟国を除名すること。
- (k) 第七十一条の規定に基づいてこの協定の有効期間を延長し又はこの協定を終了させること。
- (l) 第七十二条の規定に基づいて加盟国に対してこの協定の改正を勧告すること。
- 4 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対する権限の委任をいつでも撤回することができる。
- 第十八条 執行委員会の投票手続及び決定
- 1 執行委員会の構成国は、自国が第十六条に規定する選挙において得たすべての票を投する権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。
- 2 執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国は、第十六条の規定により自国が票を投じた候補が選出されなかった場合には、議長に対する文書による通告により、それぞれ、

- 執行委員会において自国の利益を代表し及び自国の票を投することを執行委員会の構成国であるいづれかの加盟輸出国又は加盟輸入国に委任することができ。ただし、1の規定の適用はあるものとする。
- 3 加盟国は、コリア年度の途中において、自国が第十六条の規定により票を投じた執行委員会の構成国との協議の後、当該構成国に対する自国の票の委託を撤回することができる。委託を撤回した票は、執行委員会の他の構成国に委託することができ、当該他の構成国への委託は、コリア年度の残余の期間中撤回することができない。票の委託を撤回された場合においても、執行委員会の構成国は、コリア年度の残余の期間中、執行委員会の議席を維持する。この3の規定に基づいてとられる措置は、議長が文書による当該措置の通告を受けた後に効力を生ずる。
- 4 執行委員会の行いかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる多数と同一の多数による議決で行う。
- 5 加盟国は、執行委員会の決定につき理事会に対して異議を申し立てる権利を有する。理事会は、その手続規則において、異議の申立ての条件を定める。
- 第十九条 理事会及び執行委員会の定数
- 1 理事会の会期の第一回会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。
- 2 理事会の会期の第一回会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、当該会期の三日目以降の会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の過半数を有するもの及び

- び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。
- 3 1の要件を満たす第一回会合の後に開催される会合の定足数は、2に定める定足数とする。
- 4 第十一条の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。
- 5 執行委員会の会合の定足数は、理事会が執行委員会の手続規則で定める。
- 第二十条 機関の職員
- 1 理事会は、執行委員会との協議の後、特別多数票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件を考慮して理事会が定める。
- 2 事務局長は、機関の首席の管理職員とし、理事会の決定に従つたこの協定の運用及び実施につき、理事会に対して責任を負う。
- 3 理事会は、執行委員会との協議の後、特別多数票による議決で緩衝在庫管理官を任命する。管理官の任用の条件は、理事会が定める。
- 4 管理官は、この協定により与えられる任務及び理事会の決定するその他の任務につき理事会に対して責任を負うものとし、事務局長との協議の上、これらの任務に係る責任を遂行する。
- 5 4の規定の適用を妨げることなく、機関の職員は事務局長に対し、事務局長は理事会に対して責任を負う。
- 6 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、規則を定めるに当たり、類似の政府間機関の職員に適用される規則を考慮に入れる。職員は、できる限り加盟輸出国及び加盟輸入国の国民のうちから任命する。
- 7 事務局長、管理官その他の職員は、コリア産業又はコリアの取引、輸送若しくは宣伝に関しいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。
- 8 事務局長、管理官その他の職員は、任務の遂

- 行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のかかる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長、管理官その他の職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控えるものとする。
- 加盟国は、事務局長、管理官その他の職員の責任の専ら国際的な性格を尊重すること及びこれらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼそうとしないことを約束する。
- 9 事務局長、管理官その他の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に規定する自己の任務の適切な遂行に必要な場合を除くほか、この協定の運用又は実施に関するいかなる情報も外部に漏らしてはならない。
- 第五章 特権及び免除
- 第二十一条 特権及び免除
- 1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。
- 2 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、千九百七十五年三月二十六日にロンドンで締結されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府(以下「接受政府」という。)と国際コリア機関との間の本部協定が適用される。
- 3 2の本協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。
- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部がグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域から移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合
- 4 機関は、この協定の適正な運営のために必要

な特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを他の加盟国と締結することができる。

第六章 会計

第二十二条 会計

1 この協定の運用及び実施のため、運営勘定及び緩衝在庫勘定を置く。

2 この協定の運用及び実施に要する費用（第三十条の規定により設置される緩衝在庫の運用及び維持に要する費用を除く。）は、運営勘定に記帳するものとし、次条に定めるところによりその額が決定される加盟国の年次分担金によつて支弁する。もつとも、加盟国が特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対して当該役務に要する費用の負担を要求することができる。

3 第三十三条に定める緩衝在庫の運用及び維持に要する費用は、緩衝在庫勘定に記帳する。同条に定める費用以外の費用を緩衝在庫勘定に記帳することについては、理事会が決定する。

4 機関の会計年度は、ココア年度と同一とする。

5 理事会及び執行委員会並びに理事会又は執行委員会に属する委員会に出席する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。

第二十三条 運営予算の承認及び分担金の額の決定

1 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例する額とする。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権が停止されていること及びこれによつて生ずる票の再配分がされていることを考慮することなく算定する。

3 この協定の効力発生の後に加盟国となる国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及び会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度の運営予算に係る他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

4 この協定が最初の完全な会計年度の開始前に効力を生じた場合には、理事会は、その第一回会期において、最初の完全な会計年度の開始までの期間に係る運営予算を承認する。

第二十四条 運営予算に係る分担金の支払

1 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に加盟国となつた国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、当該国が加盟国となつた日に生ずる。

2 前条4の規定により承認された運営予算に係る分担金は、当該分担金の額の決定の日から三箇月以内に支払う。

3 加盟国が会計年度の開始の後五箇月を経過した時（新たに加盟国となつた国については、理事会が当該国の分担金の額を決定した後五箇月を経過した時）に運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対してできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月を経過した時に当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、理事会及び執行委員会における当該加盟国の投票権は、分担金の全額が支払われる時まで停止される。

4 加盟国は、3の規定により投票権を停止された場合においても、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づいてその他の権利を奪われ又はこの協定に基づいて義務を免除されることはない。当該加盟国は、引き続き、分担金を支払い、かつ、この協定に基づいてその他の資金上の義務を履行する責任を負う。

第二十五条 会計の検査及び公表

1 各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、第二十二条1に規定する勘定ごとに、当該会計年度の決算書及び当該会計年度の終了の時ににおける貸借対照表につき会計検査を行う。会計検査は、加盟国政府からの資格のある二人の会計検査専門家（理事会が各会計年度につき加盟輸出国及び加盟輸入国から各一人を選出する。）の協力を得て、権威のある独立の会計検査専門家が行う。加盟国政府からの会計検査専門家は、機関から報酬を受けない。

2 権威のある独立の会計検査専門家の任用の条件及び会計検査の目的は、機関の会計規則で定める。会計検査を了した決算書及び貸借対照表は、理事会の承認を得るため次の通常会期に提出する。

3 会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、公表する。

第七章 価格、緩衝在庫及び補足措置

第二十六条 日ごとの価格及び指標価格

1 この協定の適用上、カカオ豆の価格として、日ごとの価格及び指標価格を用いる。

2 日ごとの価格は、4の規定の適用がある場合を除くほか、ニュー・ヨーク・ココア取引所の正午現在及びロンドン・ココア定期市場の終了の時現在における最も期近の三の限月のカカオ豆の相場を日ごとに平均したものとする。ロンドン・ココア定期市場の価格は、ロンドン為替市場の終了の時に公表された六箇月先物の為替相場を用いて、一ポンド当たりアメリカ合衆国セント建てに換算する。理事会は、これらの二の二ココア市場のうちのいずれか一方における相場が得られない場合又はロンドン為替市場が閉鎖された場合に用いる計算方法を決定する。次の三の限月への移行時期は、最も期近の当限月の直前の月の十五日とする。

3 指標価格は、連続した五市場日の日ごとの価格を平均したものとする。この協定において指標価格が下方介入価格又は上方介入価格のいずれかに等しいというときは、これを下回るとき又はこれを上回るときは、それぞれ、最近の連続した五市場日の日ごとの価格の平均が当該いずれかの価格に等しいこと、これを下回っていること又はこれを上回っていることをいう。理事会は、この3の規定を実施するための規則を採択する。

4 理事会は、日ごとの価格及び指標価格の決定に用いる方法として、2及び3の方法よりも優れていると認める他の方法があるときは、当該他の方法を特別多数票による議決で決定することができる。

第二十七条 価格

1 この協定の適用上、最低価格は一ポンド当たり百アメリカ合衆国セント、最高価格は一ポンド当たり百六十アメリカ合衆国セント、下方介入価格は一ポンド当たり百十アメリカ合衆国セント、上方介入価格は一ポンド当たり百五十アメリカ合衆国セントとする。

2 (a) 理事会は、各ココア年度の第二回通常会期において、1の価格について検討を行うものとし、特別多数票による議決でこれらの価格を改定することができる。

(b) 理事会は、(a)に規定する検討を行うに当たり、ココアの価格、消費、生産及び在庫の動向、国際経済情勢又は国際通貨制度の変化がココアの価格に及ぼす影響その他この協定に定める目的の達成に影響を及ぼす要因を考慮に入れる。事務局長は、これらの要因に対して適切な考慮を払うために必要な資料を提供する。

3 (a) 理事会は、この協定の効力発生の日又は価格が閉鎖された場合に用いる計算方法を決定する。次の三の限月への移行時期は、最も期近の当限月の直前の月の十五日とする。

3 (a) 理事会は、この協定の効力発生の日又は価格が閉鎖された場合に用いる計算方法を決定する。次の三の限月への移行時期は、最も期近の当限月の直前の月の十五日とする。

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号 千九百八十年の國際コオア協定の締結について承認を求めるの件外三件

二七六

格の改定が行われた場合に於ては最後の改定が行われた日のいずれかの日から連続する十二箇月を超えない期間中に緩衝在庫に係る純購入量が十万吨を超えた場合には、十作業日以内に特別会期を開催する。理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、下方介入価格及び上方介入価格は、それぞれ一ポンド当たり四アメリカ合衆国セントを減じた価格に改定する。

(b) 理事会は、その後の連続する十二箇月を超えない期間中に緩衝在庫に係る純購入量が七万五千トンを超えて増加した場合に、十作業日以内に特別会期を開催する。理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、下方介入価格及び上方介入価格は、それぞれ一ポンド当たり四アメリカ合衆国セントを減じた価格に改定する。

4 (a) 理事会は、この協定の効力発生の日又は価格の改定が行われた場合に於ては最後の改定が行われた日のいずれかの日から連続する十二箇月を超えない期間中に緩衝在庫に係る純売却量が十万吨を超えた場合には、十作業日以内に特別会期を開催する。理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、下方介入価格及び上方介入価格は、それぞれ一ポンド当たり四アメリカ合衆国セントを加えた価格に改定する。

(b) 理事会は、その後の連続する十二箇月を超えない期間中に緩衝在庫に係る純売却量が七万五千トンを超えて増加した場合に、十作業日以内に特別会期を開催する。理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、下方介入価格及び上方介入価格は、それぞれ一ポンド当たり四アメリカ合衆国セントを加えた価格に改定する。

(c) 緩衝在庫に保有されるコオアの量が十分でなかつたため(4)又は(5)の規定を適用するに至らなかつた場合には、理事会の通常会期の開

始の日における指標価格が上方介入価格に等しいか又はこれを上回つており、かつ、同日以前の連続する六十市場日の間の指標価格の平均が上方介入価格に等しいか又はこれを上回つていることを条件として、下方介入価格及び上方介入価格は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、それぞれ一ポンド当たり四アメリカ合衆国セントを加えた価格に改定する。

5 この協定の効力発生の後三年間は、3の規定に基づく価格の改定及び4の規定に基づく価格の改定は、それぞれ連続して二回を超えて行つてはならない。

6 理事会は、第三十八条に規定する事態等の例外的な事態においては、1の価格について検討を行うものとし、特別多数票による議決でこれらの価格を改定することができる。理事会は、検討を行うに当たり、2(b)に規定する要因を考慮に入れる。

7 第七十二条の規定は、この条の規定に基づく価格の改定については、適用しない。

1 コオア製品のカカオ豆相当量を算出するため換算係数は、次のとおりとする。

カカオ脂 一・三三三
コオアケーキ及びコオア粉 一・一八
コオアペースト及びコオアニブ 一・二五

理事会は、必要に応じて、コオアを含有するその他の製品をコオア製品とする旨の決定を行うことができる。この1において換算係数が定められているコオア製品以外のコオア製品の換算係数は、理事会が定める。

2 理事会は、特別多数票による議決で1の換算係数を改定することができる。

第二十九条 ファイン・コオア又はフ

レーバー・コオア
1 第三十五条の規定にかかわらず、緩衝在庫の費用を賄うために拠金に関するこの協定の規定

は、ファイン・コオア又はフレーバー・コオアのみを生産する附属書C1に掲げる加盟輸出国の輸出するファイン・コオア又はフレーバー・コオアについては、適用しない。

2 1の規定は、ファイン・コオア又はフレーバー・コオアを一部生産する附属書C2に掲げる加盟輸出国についても、同附属書2に掲げる生産割合を限度として適用する。残りの割合については、緩衝在庫の費用を賄うための拠金に関するこの協定の規定及びこの協定による他の制限を適用する。

3 理事会は、特別多数票による議決で附属書Cを修正することができる。

4 理事会は、附属書Cに掲げる国の生産又は輸出が急激に増加したと認める場合には、この協定の適用又は回避が生じないようにするために適当な措置をとる。

5 加盟国は、自国の領域からのファイン・コオア又はフレーバー・コオアの輸出を許可するに先立ち、理事会の認める証明書の提出を求めることを約束する。加盟国は、自国の領域内へのファイン・コオア又はフレーバー・コオアの輸入を許可するに先立ち、理事会の認める証明書の提出を求めることを約束する。理事会は、特別多数票による議決でこの5の規定の全部又は一部の適用を停止することができる。

第三十条 緩衝在庫の設置
1 この協定により、緩衝在庫を設置する。緩衝在庫の総量は、カカオ豆相当量で二十五万トンとする。理事会は、第七十一条の規定に基づきこの協定の有効期間を二年間延長することを決定する場合に、特別多数票による議決で緩衝在庫の総量を増加することができる。ただし、増加量は、カカオ豆相当量で十万吨を超えてはならない。

2 緩衝在庫管理官は、カカオ豆を購入し及び保有する。もつとも、理事会の決定する条件に従い、一万吨を限度としてコオアペーストを購

入し及び保有することができる。コオアペーストの購入及び保有に伴つて取引上又は保管上の問題が生じた場合には、理事会は、その問題につき次の通常会期において検討するためこの2の規定の適用を停止する。

3 管理官は、この協定の関係規定及び理事会の定める規則に従い、緩衝在庫を運用し、コオアを購入するとともにコオアの在庫を良好な状態に維持し、コオアの在庫を良好な状態で売却し及び市場に悪影響を及ぼすことなくコオアの荷を入れ替える責任を有する。

第三十一条 緩衝在庫の費用の負担
1 緩衝在庫勘定は、緩衝在庫の運用に要する費用を賄うため、第三十五条の規定によりコオアに課される拠金の形態で定期の収入を受領する。

2 緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の資金状況を事務局長及び理事会に常時通報する。

(a) 管理官は、緩衝在庫の資金がその運用に要する費用を賄うために十分でないか又は十分でなくなると予想される場合には、その旨を事務局長に通報する。事務局長は、理事会の開催が三十日以内に予定されていない場合には、十四日以内に理事会の特別会期を招集する。理事会は、市中の適当な資金源から自由に交換することのできる通貨で資金を借り入れる権限を管理官に与えることができる。管理官は、借入れの保証として、緩衝在庫の保有するコオアについて発行される倉庫証券を提供することができる。借入れは、拠金、緩衝在庫に係るコオアの売却代金及び緩衝在庫の雑収入をもつて返済する。個々の加盟国が借入れの返済について責任を負うことはな

い。

(b) 理事会は、この協定の効力発生の後おおむね十二箇月以内に、特別多数票による議決で、(a)に規定する借入れ以外の必要な追加的資金手当のための可能な措置につき加盟国に

対して勧告を行うことについて決定する。理事會は、勧告を行うに当たり、加盟国の憲法上又は立法上の手続による制限を考慮に入れる。

第三十二条 一次産品のための共通基金との関係

一次産品のための共通基金が活動を開始した場合に、理事會は、同基金の資金供与制度を十分に利用するため、同基金の定める原則による同基金との提携の条件について交渉する権限及び特別多数票による議決で行う決定に基づきこの提携に必要な措置をとる権限を有する。

第三十三条 緩衝在庫の運用及び維持に要する費用

緩衝在庫の運用及び維持に要する次の費用は、第三十五条に規定する拠金による定期の収入、借入金又は売却代金をもつて賄う。

(a) 緩衝在庫管理官並びに緩衝在庫の運用及び維持の任に当たる他の職員に対する報酬、拠金の徴収の管理及び監督に要する費用並びに理事會の借入金の利子又は手数料

(b) 本船渡しの地点から緩衝在庫の保管の地点までの輸送の費用及びこの輸送に係る保険料、保管（保管のために必要なくん蒸運搬、保険、管理及び検査を含む。）の費用、コリアの荷の状態及び価値を維持するための荷の入替えに要する費用等のその他の費用

第三十四条 緩衝在庫の余剰資金の運用

緩衝在庫の資金のうち緩衝在庫の運用に要する費用を賄うために必要な資金以外の一時的な余剰資金は、理事會の定める規則に従い加盟輸出国及び加盟輸入国において適当に預託することができ。

2 1に規定する規則を定めるに当たっては、特に、緩衝在庫を完全に運用するために必要な流動性を確保すること及び資金の実質価値の維持が望ましいことを考慮に入れる。

第三十五条 緩衝在庫の費用を賄うための拠金

1 加盟国による最初の輸出又は輸入の際にコリアに課される拠金は、カカオ豆については一ポンド当たり一アメリカ合衆国セント、コリア製品については第二十八条に定める換算係数を用いて算出したカカオ豆相当量に対し一ポンド当たり一アメリカ合衆国セントとする。いかなる場合においても、拠金は、二回以上課されることとしない。この1の規定の適用上、加盟国が非加盟国から輸入するコリアは、当該コリアが加盟国を原産地とするとの十分な証拠が得られない限り、当該非加盟国を原産地とするものとみなす。理事會は、緩衝在庫への拠金について毎年検討するものとし、第一文の規定にかかわらず、緩衝在庫に係る機関の資金及び債務を勘案して、特別多数票による議決で拠金の額の変更又は拠金の徴収の停止を決定することができ。

2 拠金証明書は、理事會が自己の定める規則に従って発行する。規則を定めるに当たっては、コリア貿易上の利益を考慮に入れるものとし、規則は、特に代理人の使用及び拠金の支払期限について規定する。

3 この条の規定に基づく拠金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

4 この条のいかなる規定も、買手と売手が合意によりコリアの供給に対する支払の条件を定める権利を害するものではない。

第三十六条 緩衝在庫の購入

1 緩衝在庫管理官は、指標価格が下方介入価格を上回っている場合には、緩衝在庫に保有されているコリアを品質の保全のため入れ替える必要がある限り購入を行う。管理官は、理事會に對し、その承認を得るため入れ替えに関する計画を提出する。

2 管理官は、指標価格が下方介入価格に等しい

場合又はこれを下回っている場合には、理事會の定める規則に従い購入を行い、指標価格が下方介入価格を上回るようにする。

3 理事會は、2の規定に基づく購入の開始の後二十市場日以内に指標価格が下方介入価格を上回るに至らない場合には、緩衝在庫の運用状況を検討するため及び指標価格が下方介入価格を上回るようにするために必要な措置をとることについて管理官に指示を与えるため、特別会期を開催する。

4 理事會は、緩衝在庫に係るコリアの純購入量が緩衝在庫の総量の八十パーセントに達した場合に、市況を検討するため及び特別多数票による議決で適当な是正措置について決定するため、十作業日以内に特別会期を開催する。この是正措置には、緩衝在庫に係る純購入量が二十五万トンに達した場合に価格の下方への改定を行うことを含めることができる。

5 管理官は、原産地市場及び非原産地市場において購入を行うことができるものとし、加盟輸出国の売手に先売権を与える。

6 管理官は、認められた標準販売価格付けのコリアを百トン以上の量で購入する。購入されたコリアは、機関の財産とし、その管理の下に置く。

7 管理官は、理事會の定める規則に従い、市場価格でコリアを購入する。

8 管理官は、この協定に基づく自己の任務を遂行することができるように適当な記録を維持する。

9 緩衝在庫は、次条6の規定による買手に対し直接引き渡すことができるような場所に保管する。

第三十七条 緩衝在庫の売却

1 緩衝在庫管理官は、指標価格が上方介入価格を下回っている場合には、緩衝在庫に保有されているコリアを品質の保全のため入れ替える必要がある限り売却を行う。管理官は、理事會に對し、その承認を得るため入れ替えに関する計画を提出する。

対し、その承認を得るため入れ替えに関する計画を提出する。

2 管理官は、指標価格が上方介入価格に等しい場合又はこれを上回っている場合には、理事會の定める規則に従い売却を行い、指標価格が上方介入価格を下回るようにする。

3 理事會は、2の規定に基づく売却の開始の後二十市場日以内に指標価格が上方介入価格を下回るに至らない場合には、緩衝在庫の運用状況を検討するため及び指標価格が上方介入価格を下回るようにするために必要な措置をとることについて管理官に指示を与えるため、特別会期を開催する。

4 理事會は、管理官が自己の処分することのできるすべてのコリアを売却した場合には、市況を検討するため及び特別多数票による議決で適当な是正措置について決定するため、十作業日以内に特別会期を開催する。この是正措置には、価格の上方への改定を含めることができる。

5 管理官は、市場価格でコリアを売却する。

6 管理官は、2又は3の規定に基づく売却を行う場合には、理事會の定める規則に従い、加盟国（主として加盟輸入国）のコリアの取引又は加工に従事する企業及び機関に対し通常の取引経路を通じて売却する。

第三十八条 為替相場の変動

1 外国為替市場の状況がこの協定の価格に関する規定に重大な影響を及ぼす場合には、事務局長は、自己の発意により又は第九条2の規定に基づく加盟国の要請により、理事會の特別会期を招集する。この1の規定に基づく理事會の特別会期は、四作業日以内に開催する。

2 1の規定による理事會の特別会期の招集の後理事會が結論を出すまでの間、事務局局長及び緩衝在庫管理官は、外国為替市場の状況によりこの協定の効果的な実施が著しく阻害されることのないようにするため、必要と認める最小限の

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号 千九百八十年の國際コリア協定の締結について承認を求めるの件外三件

二七八

暫定措置をとることができる。事務局長及び管理官は、特に、理事会の議長との協議の後、緩衝在庫の運用を一時的に制限し又は停止することができる。

3 理事会は、事態(1及び2にいう外国為替市場の状況がこの協定の効果的な実施に及ぼす影響並びに事務局長及び管理官のつとめた暫定措置を含む)を検討した後、特別多数票による議決で必要な正措置をとることができる。

第三十九条 緩衝在庫の清算

1 この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定に置き替えられることとなる場合には、理事会は、緩衝在庫が引き続き機能を営むことができるようにするため、適当と認める措置をとる。

2 この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定に置き替えられることなく終了する場合に、次の規定が適用される。

(a) 緩衝在庫へのコリアの購入のための新規の契約は、行つてはならない。緩衝在庫管理官は、理事会がこの協定の効力発生の際に特別多数票による議決で定めた規則に従い、市況を勘案して緩衝在庫を処分する。もつとも、理事会は、この協定の終了に先立ち、特別多数票による議決でこの規則を修正することができる。管理官は、清算の費用に充てるため清算期間中いつでもコリアを売却する権利を保持する。

(b) 売却代金及び緩衝在庫勘定の残高は、次の順序で次の支払に充てるために使用する。

(i) 清算の費用の支払

(ii) 緩衝在庫のために機関により又は機関に代わつて行われた借入れの未返済分及び利子の支払

(c) (b)の規定による支払の完了した後の残高は、加盟輸出国の輸出に、換金の支払のあつた当該加盟輸出国の輸出に比例して支払われる。ただし、この協定に基づき輸入に当たつ

て支払われた換金は、他の資金とは区別され、理事会の定める規則に従つて分配される。

第四十条 最低価格及び最高価格を維持するための補足措置

1 この協定により設置された緩衝在庫の二十五万トンの総量を完全に利用してもカカオ豆の価格をこの協定の定める最低価格と最高価格との間に維持することができない場合には、理事会は、特別多数票による議決で補足措置を導入することができる。

2 理事会は、1に規定する補足措置の実施のための規則を定める。

第四十一条 コリア経済における協議及び協力

1 理事会は、加盟国がコリアに関する問題について専門家の意見を求めることを奨励する。

2 加盟国は、この協定に基づく義務の履行に当たり、確立した取引経路を尊重して活動するものとし、コリア経済のすべての部門の正当な利益に妥当な考慮を払う。

3 加盟国は、この協定の実施のために定められた規則を理由とする契約不履行の可否についてのコリアの買手と売手との間の商事紛争の仲裁に介入してはならず、また、このような商事紛争の仲裁の成立を妨げてはならない。加盟国がこの協定を遵守するためにとつた措置は、契約不履行の理由又は抗弁とはならない。

第八章 輸出入量及び輸入量の報告並びに規制措置

第四十二条 輸出入量及び輸入量の報告

1 事務局長は、理事会の定める規則に従い、加盟国のコリアの輸出入量及び輸入量の記録を維持する。

2 加盟国は、1に規定する記録の維持のため、仕向国別のコリアの輸出入量及び原産国別のコリアの輸入量を理事会の定めるその他の資料とともに理事会の決定する間隔で事務局に報告する。

第四十三条 規制措置

1 コリアを輸出する加盟国は、自国の関税地域からのコリアの積出しの許可に先立ち、理事会の認める証明書及び該当するときは有効な換金証明書の提出を求めなければならない。コリアを輸入する加盟国は、自国の関税地域へのコリアの輸入(加盟国からの輸入であるか非加盟国からの輸入であるかを問わない)の許可に先立ち、理事会の認める証明書及び該当するときは有効な換金証明書の提出を求めなければならない。

2 加盟輸出国によるコリアの輸出が人道的目的その他の非商業的目的のための輸出であると理事会が認める場合には、換金証明書を必要としない。理事会は、そのコリアの積出しに関する適当な証明書の発給について措置をとる。

3 理事会は、特別多数票による議決で、換金証明書及び理事会の認める他の証明書について必要と認める規則を定める。

4 理事会は、フライン・コリア又はフレーパー・コリアにつき、すべての関連要素を考慮に入れて、理事会の認める証明書に係る手続を簡素化するために必要と認める規則を定める。

5 理事会は、特別多数票による議決でこの条の規定の全部又は一部の適用を停止することができる。

第九章 供給及び需要

第四十四条 加盟国間の協力

1 加盟国は、コリア経済を可能な限り発展させることの重要性並びにこのため供給と需要との間の最良の均衡が確保されるように生産及び消費の活発な拡大を促進するための加盟国の努力を調整することの重要性を認識する。加盟国は、この目的を達成するため、理事会と十分に協力する。

2 理事会は、コリア経済の調和のとれた発展及び活発な拡大に対する障害となつていゝるものを認定し、この障害を克服するための受諾可能な

かつ実行可能な措置を検討する。加盟国は、理事会の作成し勧告する措置を適用するよう努力する。

3 機関は、世界の現実の及び潜在的な消費量及び生産能力を最も信頼することのできる方法により算定するために必要な最新の入手可能な情報を常時収集する。加盟国は、この作業に関し機関と十分に協力する。

第四十五条 生産及び在庫

1 加盟輸出国は、前条の目的を達成するため、自国の生産を調整する計画を作成することができる。加盟輸出国は、この目的の達成のために採用する政策及び措置について責任を有するものとし、当該政策及び措置をできる限り定期的に理事会に報告するよう努力する。

2 理事会は、事務局長が少なくとも一年に一回提出する詳細な報告に基づき、一般的なコリアの生産状況について検討するものとし、特に、この条の規定に照らして世界の供給の動向を評価する。理事会は、その評価に基づき加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、また、この条の規定の実施について理事会を補佐する委員会を設置することができる。

3 理事会は、世界の在庫の水準を毎年検討するものとし、その検討を基礎として必要な勧告を行う。

第四十六条 供給の保証及び市場への進出の機会の確保

1 加盟国は、この協定の目的が達成されるように貿易政策を実施する。加盟国は、特にコリアの安定した供給及びコリア市場への安定した進出の機会が加盟輸出国及び加盟輸入国の双方にとつて不可欠であることを認識する。

2 加盟輸出国は、この協定の定めるところにより、自国の開発の支障となる場合を除くほか、提供可能なコリアの売却に対して人為的な制限は行わず、コリアの安定した供給が加盟輸入国の輸入者に対して確保されるような販売政策及

び輸出政策を実施するよう努力する。

3 加盟輸入国は、この協定の定めるところにより、自国の行った国際的な約束で認められる場合を除くほか、ココアの需要に対して人為的な制限を行わず、ココア市場への安定した進出の機会が輸出者に対して確保されるような政策を実施するようあらゆる努力を払う。

4 加盟国は、この条の規定の実施のために採用したすべての措置を理事会に通報する。

5 理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に対して勧告を行うことができるものとすし、達成された成果を定期的に検討する。

第四十七条 消費

1 加盟国は、自国の採用する手段及び方法によりココアの消費を増大させるよう努力する。

2 加盟国は、ココアの消費に関する国内法令及び情報をできる限り定期的に理事会に通報するよう努力する。

3 理事会は、事務局長の提出する詳細な報告に基づき、一般的なココアの消費状況について検討するものとし、特に、この条の規定に照らして世界の需要の動向を評価する。理事会は、その評価に基づき加盟国に対して勧告を行うことができる。

4 理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方におけるココアの消費を増大させることを目的とする委員会を設置することができる。委員会の構成国は、消費振興計画に拠出する加盟国に限る。消費振興計画に要する費用は、加盟輸出国からの拠出金をもって賄う。加盟輸入国は、資金面において貢献することができ。委員会は、加盟国の領域における消費振興計画の実施に先立ち、当該加盟国の同意を求める。

第四十八条 ココアの代替品

1 加盟国は、代替品の使用がココアの消費の増大を阻害するおそれのあることを認識する。加盟国は、ココアから作られたものでない物質を消費者に誤認させる目的をもつてココアの代わ

りに使用することを禁止するため、ココア製品及びチョコレートに関する法令を制定し又は必要に応じて改正することを合意する。

2 加盟国は、1の規定に基づく法令の制定又は改正に当たり、理事会、ココア製品・チョコレート規格委員会等の権限のある国際団体の勧告及び決定を十分に考慮に入れる。

3 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために適当であると理事会が認める措置をとるよう勧告することができる。

4 事務局長は、ココアの代替品の状況及びこの条の規定の遵守状況に関する年次報告を理事会に提出する。

第四十九条 科学的な研究及び開発

理事会は、ココアの生産、加工及び消費に関する科学的な研究及び開発並びに当該研究及び開発から得られた成果の普及及び実用化を奨励することとができる。このため、理事会は、国際機関及び研究機関と協力することができる。

第十章 加工ココア

第五十条 加工ココア

1 開発途上国が特に工業化及び製品の輸出（ココアの加工並びにココア製品及びチョコレート）の輸出を含む。によつて自国の経済基盤を拡大することを必要としていることが認識される。前段との関連において、加盟輸出国及び加盟輸入国のココア経済に著しい損害が生じないようにすることの必要性が、また、認識される。

2 加盟国は、1について自国の利益が損なわれおそれがあると認める場合には、他の関係加盟国と相互に満足すべき了解に達するため協議することとができる。相互に満足すべき了解に達しなかつた場合には、加盟国は、理事会に報告することとができるものとし、理事会は、満足すべき了解が得られるようにあつせんを行う。

第十一章 加盟国と非加盟国との関係

1 第五十一条 加盟国と非加盟国との商業的取引
加盟輸出国は、非加盟国にココアを売却する

場合には、売却の条件を、同一の時点において加盟輸入国に提示するものよりも通常の貿易慣行に照らし買手にとつて商業的に有利になるものとし、これを約束する。

2 加盟輸入国は、非加盟国からココアを購入する場合においては、購入の条件を、同一の時点において加盟輸出国から受け入れるものよりも通常の貿易慣行に照らし売手にとつて商業的に有利になるものとし、これを約束する。

3 理事会は、1及び2の規定の実施状況を定期的に検討するものとし、次条の規定に適合する適当な情報を提供するよう加盟国に要求することとができる。

4 加盟国は、他の加盟国が1又は2の義務を履行しなかつたと信ずる理由がある場合には、その旨を事務局長に通報することができるものとすし、また、第五十七条の規定に基づく協議を要請し又は第五十九条の規定に基づき当該義務の不履行に係る苦情を理事会に付託することとができる。

第十二章 情報及び研究

第五十二条 情報

1 機関は、次のものに関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。
(a) 世界におけるココアの生産、販売、価格、輸出、輸入、消費及び在庫に関する統計
(b) 適当と認める場合には、ココアの栽培、加工及び利用に関する技術

2 理事会は、加盟国に対し、他の条の規定により加盟国が提供すべき情報のほかに、理事会がその運営のために必要と認める情報（生産及び消費に係る政策、販売、価格、輸出、輸入、在庫並びに課税に関する定期的報告を含む。）を提供するよう要求することができる。

3 加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を適当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、理由の説明

を要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認める場合には、必要な措置をとることができる。

4 理事会は、各ココア年度において、当該各ココア年度におけるカカオ豆の生産量及び磨砕量の見積りを二回以上適当な時に公表する。

第五十三条 研究

理事会は、必要と認める範囲内において、ココアの生産及び流通の経済的条件（動向及び予測を含む）、輸出国及び輸入国における政府の施策の Cocoa の生産及び消費に及ぼす影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途におけるココアの消費の増大の可能性並びにこの協定の実施の Cocoa の輸出者及び輸入者に及ぼす影響（輸出者及び輸入者の交易条件に及ぼす影響を含む。）に関する研究を奨励するものとし、これらの研究の主題につき加盟国に対して勧告を行うことができる。理事会は、これらの研究の奨励のため国際機関その他の適当な機関と協力することができる。

第五十四条 年次検討及び年次報告

1 理事会は、各ココア年度の終了の後でできる限り速やかに、この協定の実施状況並びに加盟国によるこの協定の原則の遵守及びこの協定の目的の達成の状況を検討する。理事会は、検討の後、加盟国に対しこの協定の実施の改善のための方法及び手段について勧告を行うことができる。

2 理事会は、年次報告を公表する。年次報告には、1の年次検討に関する事項を含める。

3 理事会は、適当と認める他の情報を公表することができる。

第十三章 義務の免除及び特別の救済措置

第五十五条 例外的な事態における義務の免除

1 理事会は、例外的な若しくは緊急な事態、不可抗力又は信託統治制度の下で施政が行われている地域に対する国際連合憲章に基づく国際的義務によつて加盟国の義務の免除が必要となる

場合には、特別多数票による議決で免除を決定することができる。

2 理事会は、1の規定に基づき加盟国の義務を免除するに当たり、義務の免除される条件、期間及び理由を明示する。

3 理事会は、1の規定にかかわらず、加盟国の次の義務を免除してはならない。

(a) 第二十四条の規定に基づく分担金の支払の義務及び分担金を支払わない結果負う義務
(b) 第三十五条に規定する拠金の支払を要求する義務

第五十六条 特別の救済措置

開発途上加盟輸入国及び後発開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害された場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)IIIに定めるところに従って適当な特別の救済措置をとることを検討する。

第十四章 協議、紛争及び苦情

第五十七条 協議

加盟国は、自国に対し他の加盟国がこの協定の解釈又は適用に関して行つた申立てに好意的考慮を払うものとし、協議のための十分な機会を与える。事務局長は、この協議の間に、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、適当な調停の手續を定める。この手續に係る費用は、機関の負担としない。この手續により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告する。解決が得られない場合には、協議に係る事案は、いずれかの当事国の要請により、次条の規定に従つて理事会に付託することができる。

第五十八条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて当事国間で解決されないものは、当該紛争のいずれかの当事国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託され、かつ、討議された場合には、過半数の加盟国又は総票数の三分の一以上を有する加盟国は、理事会に対し、理事会の決定に先立ち係争中の問題につき3の規定に従つて構成される特別諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

3 (a) 特別諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟輸出国の指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国の指名する二人の者。これらの者は、(i)に定める要件を満たす者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定により指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者)

(b) 加盟国の国民は、特別諮問委員会の構成員となることを妨げられない。

(c) 特別諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 特別諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

4 特別諮問委員会の意見及び理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

第五十九条 苦情及び理事会の措置

1 いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、苦情に係る事案を検討し、当該

事案についての決定を行う。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の認定は、区分ごとの単純過半数票による議決で、違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合には、他の条(第六十九条を含む)に明示的に規定する措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次の措置をとることができる。

(a) 当該加盟国が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。

(b) 必要と認める場合には、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国の他の権利(理事会又は委員会の役員に選出され又は役員の地位を保持する権利を含む)をも停止すること。

4 加盟国は、3の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、この協定に基づく資金上の義務その他の義務を履行することについて引き続き責任を負う。

第十五章 公正な労働基準

第六十条 公正な労働基準

加盟国は、国民の生活水準を向上させ、かつ、完全雇用を達成するため、関係国におけるコリア生産の各種の部門において雇用されている農業労働者及び工業労働者の双方につき、関係国の発展の段階に応じて公正な労働基準及び労働条件を維持するよう努力することを宣言する。

第十六章 最終規定

第六十一条 署名

この協定は、千九百八十一年一月五日から三月三十一日まで、国際連合本部において、千九百七十五年の国際コリア協定の締結政府及び千九百八十年の国際連合コリア会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

第六十二条 寄託者

国際連合事務総長は、この協定の寄託者とする。

第六十三条 批准、受諾又は承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手續に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十一年五月三十一日までに寄託者に寄託する。もつとも、千九百七十五年の国際コリア協定の理事会又はこの協定の理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかつた署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

第六十四条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。

2 千九百七十五年の国際コリア協定の理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協定の理事会の追認を得ることを条件として、1に規定する条件を定めることができる。

3 この協定の附属書のいずれにも掲げられていない国がこの協定に加入する場合には、理事会は、1に規定する条件を定めるに当たり、当該国がいずれの附属書に掲げられているものとみなされるかを決定する。

4 加入は、寄託者に加入書を寄託することによつて行う。

第六十五条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によつて定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する。

旨をいつでも寄託者に通告することができる。

通告を行う政府は、通告の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

2 この協定が効力を生ずる日から又はその特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずる日又は当該特定する日から批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する日までの間、暫定的加盟国としての地位を有する。

第六十六条 効力発生

1 この協定は、附属書Dに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府及び附属書Eに掲げるところにより輸入量の総計の七十パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百八十一年四月一日までに又はその後二箇月以内のいずれかの日までに批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した場合に、千九百八十一年四月一日又は当該その後二箇月以内のいずれかの日に協定の効力を生ずる。この協定は、暫定的に効力を生じている場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託により前段の百分率の要件が満たされる時に協定の効力を生ずる。

2 この協定は、1の規定に基づいて協定の効力を生ずるに至らない場合において、附属書Dに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府及び附属書Eに掲げるところにより輸入量の総計の七十パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百八十一年四月一日又はその後二箇月以内のいずれかの日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告したときは、千九百八十一年四月一日又は当該その後二箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。これらの政府

は、暫定的加盟国としての地位を有する。

3 国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が千九百八十一年五月三十一日まで満たされなかつた場合には、実行可能な最も早い時に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府による会合を招集する。これらの政府は、この協定の全部又は一部を当該政府の間で暫定的に又は協定の効力とさせることを決定することができる。この協定の全部又は一部を暫定的に効力とさせることを決定した政府は、この3に定めるところによりこの協定が暫定的に効力を生じている間、暫定的加盟国としての地位を有する。これらの政府は、事態を検討するため会合し、この協定を当該政府の間で協定の効力とさせること、この協定の暫定的効力発生の状態を継続させること又はこの協定を終了させることのいずれかを決定することができる。

第六十七条 留保
留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第六十八条 脱退
1 加盟国は、寄託者に対して文書による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、脱退の通告を行った旨を直ちに理事会に通報する。

2 脱退は、寄託者が1の規定による通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

第六十九条 除名
理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると第五十九条3の規定により認定し、かつ、違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、除名を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日から九十日で加盟国でなくなる。

なくなる。

第七十条 脱退する加盟国又は除名される加盟国に係る会計上の決済

1 理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国について会計上の決済を行う。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟国が既に支払った金額の払戻しはしないものとし、これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負っている債務を履行する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第七十二条2の規定によりこの協定への参加を停止する締約国については、理事会は、公平と認める会計上の決済を行うことができる。

2 この協定から脱退し若しくは除名され又は他の理由によつてこの協定への参加を停止した加盟国は、第三十九条の規定による緩衝在庫の清算によつて得られる収益その他の機関の資産の持分の還付を受ける権利を有しないものとし、この協定の終了の際に緩衝在庫又は機関に欠損があつても、当該欠損のいずれの部分も負担しない。ただし、その輸出について第三十五条1の規定の適用を受けた加盟輸出国は、この協定の効力発生の時から一年を経過した後寄託者に対し脱退について十二箇月以上の事前の通告を行ったことを条件として、緩衝在庫が第三十九条の規定により清算される時又はこの協定の有効期間が満了する時のいずれか早い時に、緩衝在庫の資金の持分の還付を受ける権利を有する。

第七十一条 有効期間、延長及び終了
1 この協定は、効力発生の後第三の完全なコリア年度が終了する時まで効力を有する。ただし、3の規定に基づいて有効期間の延長がされる場合又は4の規定に基づいて一層早く終了する場合は、この限りでない。

2 理事会は、この協定が効力を生じている間に、この協定に代わる協定が1の第三コリア年度の終了する時又は3の規定に基づいて理事会の決定する延長期間の終了する時に効力を生ずるよう、特別多数票による議決で、この協定に代わる協定について交渉することを決定することができる。

3 理事会は、1の第三コリア年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定の全部又は一部の有効期間を二コリア年度を超えない期間延長することができる。理事会は、延長を寄託者に通告する。

4 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。ただし、第三十五条の規定に基づく加盟国の義務は、緩衝在庫に係る債務が履行される時まで継続する。理事会は、その決定を寄託者に通告する。

5 理事会は、この協定の終了の後、機関の清算、会計上の決済及び資産の処分を行うために必要な期間を継続するものとし、当該期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

度の終了する時又は3の規定に基づいて理事会の決定する延長期間の終了する時に効力を生ずるよう、特別多数票による議決で、この協定に代わる協定について交渉することを決定することができる。

3 理事会は、1の第三コリア年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定の全部又は一部の有効期間を二コリア年度を超えない期間延長することができる。理事会は、延長を寄託者に通告する。

4 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。ただし、第三十五条の規定に基づく加盟国の義務は、緩衝在庫に係る債務が履行される時まで継続する。理事会は、その決定を寄託者に通告する。

5 理事会は、この協定の終了の後、機関の清算、会計上の決済及び資産の処分を行うために必要な期間を継続するものとし、当該期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

6 第六十八条2の規定にかかわらず、この条の規定に基づいて有効期間の延長がされたこの協定に参加することを希望しない加盟国は、その旨を理事会に通報する。当該加盟国は、第三の完全なコリア年度が終了する時に加盟国でなくなる。

第七十二条 改正
1 理事会は、特別多数票による議決で締約国に対しこの協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出国で加盟輸出国の総数の八十五パーセント以上を有するもの及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸入国で加盟輸入国の総数の八十五パーセント以上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領した後百日目の日又は理事会が特別多数票による議

決の終了する時又は3の規定に基づいて理事会の決定する延長期間の終了する時に効力を生ずるよう、特別多数票による議決で、この協定に代わる協定について交渉することを決定することができる。

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号 千九百八十年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件外三件

決で決定する一層遅い日に、効力を生ずる。理事會は、改正の受諾の通告期限を定めることができる。この期限までに改正の効力発生の要件が満たされなかつた場合には、改正の勧告は、撤回されたものとみなす。

2 加盟国は、この協定の改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかつた場合には、同日にこの協定への参加を終了する。ただし、理事會が、改正の効力発生の日の後の最初の会合において、憲法上の手続を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかつた旨の当該加盟国の申立てを認め、かつ、当該加盟国のためにその困難が克服される時まで受諾の期限を延長することを決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

3 理事會は、この協定の改正の勧告が採択された後直ちに、改正の写しを寄託者に送付する。理事會は、寄託者に対し、受領した受諾の通告が改正の効力発生の要件を満たすものであるかないかを決定するために必要な情報を提供する。

第七十三条 補足規定及び経過規定

1 この協定は、千九百七十五年の国際ココア協定に代わる協定とみなす。

2 千九百七十五年の国際ココア協定に基づいて機関若しくはその内部機関又はこれらに代わるものがとつた措置でこの協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、この日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き続き効力を有する。

3 千九百七十二年の国際ココア協定及び千九百七十五年の国際ココア協定に基づいて積み立てられた緩衝在庫の資金は、この協定の緩衝在庫勘定に繰り入れる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け

て、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。

千九百八十年十一月十九日にジュネーヴで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。

附属書A バルク・ココアの年間輸出量が一万トン以上である生産国

- ブラジル
- ドミニカ共和国
- ガイアナ
- 象牙海岸
- マレーシア
- メキシコ
- ナイジェリア
- トーゴ
- カメルーン連合共和国

附属書B バルク・ココアの年間輸出量が一万トン未満である生産国

- アンゴラ
- ベナン
- ボリヴィア
- コロンビア
- コンゴ
- コスタ・リカ
- キューバ
- 赤道ギニア
- フィジー
- ガボン
- グアテマラ
- ハイティ
- ホンデュラス
- リベリア
- ニカラグア
- パプア・ニューギニア
- ペルー
- フィリピン
- サントメ・プリンシペ
- シエラ・レオネ

二八二

ソロモン諸島
ウガンダ
タンザニア連合共和国
ヴァヌアツ
ザイール

附属書C ファイン・ココア又はフレール・ココアの生産国

- 1 ファイン・ココア又はフレール・ココアのみを輸出する生産国
ドミニカ
エクアドル
グレナダ
インドネシア
ジャマイカ
マダガスカル

パナマ
セント・ルシア
セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島
サモア
スリ・ランカ
スリナム
トリニダード・トバゴ
ヴェネズエラ

2 ファイン・ココア又はフレール・ココアを一部輸出する生産国

- 一部輸出する生産国
コスタ・リカ
サントメ・プリンシペ
パプア・ニューギニア
二五パーセント
五〇パーセント
七五パーセント

附属書D 第六十六条の規定の適用のため計算したココアの輸出入量(注a)

国名(注b)	一九七五 度(千トン)	一九七六 度(千トン)	一九七七 度(千トン)	一九七八 度(千トン)	一九七九 度(千トン)	平均 (千トン)	百分率
ブラジル	三三・五	三〇・二	三三・五	二七・八	三三・五	三〇・九	一九・九
ドミニカ共和国	三・五	二・六	二・五	三・六	二・五	二・七	二・三
ガイアナ	四・三	三・七	二・五	二・四	三・〇	三・〇	二・三
象牙海岸	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・三
マレーシア	一・九	一・五	一・三	一・三	一・九	一・六	一・七
メキシコ	一・一	一・八	一・〇	一・一	一・〇	一・〇	〇・八
ナイジェリア	二・四	一・四	二・二	一・九	一・九	一・九	一・六
トーゴ	一・七	一・四	一・五	一・三	一・五	一・五	一・三
カメルーン連合共和国	九・四	八・五	六・八	九・九	九・五	八・〇	八・〇
合 計	一、四四九・〇	一、〇九六・六	一、一三三・四	一、一五七・一	一、一五五・四	一、〇〇〇・〇	一〇〇・〇

出所 国際ココア機関ココア統計四半期報告第六卷第四号(千九百八十年九月ロンドン)
注a カカオ豆の総輸出入量と第二十八条に定める換算係数によりカカオ豆相当量に換算したココア製品の総輸出入量との合計の千九百七十五―千九百七十六年度から千九百七十八―千九百七十九年度までの四年間の平均数量
注b バルク・ココアの年間輸出入量が一万トン以上である生産国
附属書E 第六十六条の規定の適用のため計算したココアの輸出入量(注)

国名	一九七六— 一九七七年 度(千トン)	一九七七— 一九七八年 度(千トン)	一九七八— 一九七九年 度(千トン)	平均 (千トン)	百分率
アメリカ合衆国	三八・〇	三三・四・一	三三・三・五	三三・一・九	三・五四
ドイツ連邦共和国	一九・七	一九・七	二〇・〇	一九・八	二・九七
オランダ	一四・七	一五・七・六	一五・九・五	一五・七・三	一・〇・七
グレート・ブリテン及び北部アイル ランド連合王国	二五・六	三三・一	二二・三	二七・三	八・三九
ソヴィエト社会主義共和国連邦	一八・四	八八・八	一四七・四	一八・二	七・七九
フランス	九六・四	一〇〇・五	一〇七・〇	一〇三・〇	六・五
イタリヤ	三八・一	四〇・四	四四・四	四一・〇	二・〇
日本国	五〇・一	三六・〇	三四・三	四〇・一	二・六四
ベルギー・ルクセンブルグ	三七・九	三七・二	三六・一	三七・一	二・四五
ポーランド	三五・三	三五・五	三六・六	三五・八	二・六
カナダ	三三・三	二七・五	二八・〇	二九・六	一・九五
スイス	二七・三	三二・〇	二七・八	二八・七	一・八九
スペイン	二八・三	二二・六	二〇・五	二四・一	一・五三
ドイツ民主共和国	二五・八	二二・二	二二・七	二三・九	一・五
オーストラリア	一九・五	一八・八	一九・八	一九・四	一・二八
ユーゴスラヴィヤ	二二・九	二二・五	二〇・九	二一・四	一・二二
チェコスロヴァキア	一八・八	一八・四	一三・三	一六・八	一・〇九
オーストリア	一六・〇	一六・二	一七・四	一六・五	一・〇三
ハンガリー	一三・八	一七・五	一五・四	一五・六	〇・九六
スウェーデン	一四・八	一三・六	一四・一	一四・二	〇・八
ブルガリア	一四・三	一一・二	九・三	一一・六	〇・七六
中国	六・〇	一〇・〇	一五・〇	一〇・三	〇・六八
ルーマニア	一〇・一	一〇・〇	八・七	九・六	〇・五五
アイルランド	八・三	八・五	八・四	八・四	〇・五
ノールウェー	七・八	八・二	八・五	八・二	〇・四四
ギリシャ	六・六	六・七	八・五	七・三	〇・四八
デンマーク	七・三	六・八	七・二	七・一	〇・四七
アルゼンティン	七・七	五・六	七・二	六・八	〇・四五
南アフリカ	七・七	五・一	六・九	六・六	〇・四三
フィンランド	五・六	五・四	六・一	五・七	〇・三八
ニュージーランド	六・〇	二・六	六・四	五・〇	〇・三三
イスラエル	六・〇	四・四	四・三	四・九	〇・三三
シンガポール	二・七	三・四	六・五	四・二	〇・二八
フィリピン	三・〇	二・八	四・〇	三・三	〇・二三

ポルトガル	三・八	二・六	二・六	三・〇	〇・〇
チリ	一・九	一・八	一・七	一・八	〇・三
トルコ	二・一	一・六	一・五	一・七	〇・二
エジプト	一・〇	一・七	一・七	一・五	〇・一〇
大韓民国	〇・七	一・一	二・〇	一・三	〇・八
ウルグアイ	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九	〇・六
エル・サルヴァドル	〇・九	〇・六	〇・六	〇・七	〇・四
テュニジア	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七	〇・四
アルジェリア	〇・九	〇・八	〇・八	〇・八	〇・四
イラン	〇・八	〇・六	〇・五	〇・六	〇・四
アイスランド	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・三
シリア・アラブ共和国	〇・五	〇・二	〇・二	〇・三	〇・〇一
イラク	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・〇一
モロッコ	〇・三	〇・三	〇・二	〇・二	〇・〇一
レバノン	〇・二	〇・二	〇・一	〇・二	〇・〇一
インド	二・〇	一・〇	〇・一	〇・一	〇・〇一
合 計	一・三・三・五、一	一・七・七、七	一・三・三、一	一・七・七、一	一〇〇・〇〇

出所 國際ココア機關事務局。主としてココア統計四半期報告第六卷第四号（千九百八十年九月ロンドン）

注 カカオ豆の純輸入量と第二十八條に定める換算係數によりカカオ豆相當量に換算したココア製品の總輸入量との合計の千九百七十六—千九百七十七年度から千九百七十八—千九百七十九年度までの三年間の平均數量

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第六次國際すず協定の締結について承認を求
めるの件

第六次国際すず協定

国会に提出する。

昭和五十七年二月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

第六次国際すず協定の締結について承認を
求めるの件

第六次国際すず協定の締結について、日本国憲

この協定の締約国は、

(a) 商品協定が、価格の安定並びに輸出収入及び一次産品市場の堅実な発展の確保に寄与することにより特に開発途上生産国の経済成長に著しく役立つことを認め、

(b) 国際すす協定が新たな国際経済秩序の確立のために果たすことのできる役割を考慮し、国際連合及び国際連合貿易開発会議の目的及

び原則を支持し並びに国際商品協定を通じて
すずに関する問題を解決するとの観点から、
生産国の利益及び消費国の利益に共通のもの
があること、これら利益が相互に関連を有す
ること及び生産国と消費国との間における協
力の継続が有意義であることを認め、

(c) すずの生産、消費又は貿易のための条件が
有利かつ公平であることに自国の経済が大き
く依存している諸国にとつて、すずが特別に
重要であることを認め、

(d) すず産業(特に開発途上生産国のすず産
業)の健全性及び成長を保護し及び促進する
こと並びに消費者の利益を保護するためにす
ずの十分な供給を確保することが必要である
ことを認め、

(e) 輸入購買力を維持し及び増加することがす
ずの生産国にとつて重要であることを認め、
(f) 世界のすず資源の保存に役立てるため、開
発途上国及び工業国の双方におけるすずの使
用の効率を向上させることが望ましいことを
認めて、
次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 世界におけるすずの生産と消費との間の調
整を図ること及びすずの過剰又は不足(予見
されるものであるか現実に生じているもので
あるかを問わない)から生ずる重大な困難を
緩和すること。

(b) すずの価格及びすずの輸出による収入の過
度の変動を防止すること。

(c) すずの輸出による収入、特に開発途上生産
国のすずの輸出による収入の増加に寄与する
措置をとることにより、開発途上生産国が急
速な経済成長及び社会開発のための資金を得
ることができるようになること。この場合にお
いて、消費者の利益を同時に考慮するもの

とする。

(d) 生産者にとつて採算のとれる活発かつ継続
的なすずの生産の増加を達成し、消費者にと
つて公正な価格による十分なすずの供給を確
保し及びすずの生産と消費との長期的均衡を
図ることに役立つ条件を確保すること。

(e) すずの供給と需要との不均衡から生ずるお
それのある広範な失業、不完全就業その他の
重大な困難を防止すること。

(f) すずの使用の増大及びすずの現地加工(特
に開発途上生産国における現地加工)を一層
促進すること。

(g) すずの供給に不足が生じており又は生ずる
ことが予見される場合に、消費国が遭遇する
おそれのある重大な困難を緩和するため、す
ずの生産の増大及びすずの地金の公正な配分を
確保する措置をとること。

(h) すずの供給に過剰が生じており又は生ずる
ことが予見される場合に、生産国が遭遇する
おそれのある重大な困難を緩和する措置をと
ること。

(i) 政府による非商業的在庫に保有されるすず
の処分について検討するとともに、生ずるお
それのある不安定及び困難を回避する措置を
とること。

(j) すずの新たな鉱床を開発する必要性並びに
特に国際連合及びその関連機関の有する技術
上及び資金上の援助手段によつてすず鉱石の
探掘、選鉱及び製錬の最も効率的な方法の発
達を促進する必要性について常に検討するこ
と。

(k) 開発途上生産国がすずの市場取引において
一層重要な役割を果たすことができるように
するため、開発途上生産国におけるすず市場
の発展を促進すること。

(l) 第五次国際すず協定(以下「第五次協定」と
いう。)及びこれに先立つ国際すず協定に基づ
く国際すず理事会の業務を継続すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

「すず」とは、すず地金その他のすべての精錬す
ず及びすず精鉱又は鉱床から採掘したすず鉱石に
含有されているすず分をいう。この定義の適用
上、「鉱石」とは、(a)選鉱以外の目的のため鉱体か
ら採掘した物質及び(b)選鉱の際に廃棄する物質を
含まない。

「すず地金」とは、純度九十九・七五パーセント
以上の十分な商品価値を有する精錬すずをいう。

「緩衝在庫」とは、第二十一条の規定に基づいて
設置されかつ第十三章の規定に従つて操作される
緩衝在庫をいう。

「政府保証又は政府約束」とは、第二十一条の規
定に基づいて設置される追加緩衝在庫の資金を調
達するための担保として加盟国が理事会に対して
約束する資金上の義務の引受けをいう。当該義務
の引受けは、適当な場合には、加盟国の適当な機
関が行うことができる。加盟国は、自国の行つた
政府保証又は政府約束の額の範囲内で、かつ、理
事会に対して責任を負う。

「保有されているすず地金」とは、緩衝在庫に保
有されているすず地金をいい、緩衝在庫のために
購入されたが緩衝在庫管理官が受領していないす
ず地金を含むものとし、緩衝在庫から売却された
が緩衝在庫管理官が引き渡していないすず地金を
含まない。

「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)を
いう。

「統制期間」とは、理事会が統制期間として宣言
し、かつ、総輸出許可トン数を定めた期間をい
う。

「四半期」とは、一月一日、四月一日、七月一日
又は十月一日を初日とする四半期をいう。

「純輸出量」とは、附属書C第一部に定めるところ
により輸出されたものとみなされるすずの数量
から同附属書第二部の規定により算定したすずの

輸入量を控除した数量をいう。

「加盟国」とは、自国の政府がこの協定を批准
し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入した
国、自国の政府がこの協定を暫定的に適用する旨
を第五十三条の規定により寄託者に通告した国及
び第五十六条の要件を満たす政府機関をいう。

「加盟生産国」とは、理事会がその同意を得て加
盟生産国であると宣言した加盟国をいう。

「加盟消費国」とは、理事会がその同意を得て加
盟消費国であると宣言した加盟国をいう。

「単純過半数票」の要件は、議案が加盟国の投
ずる票の過半数によつて支持されたときに満たされ
る。

「区分ごとの単純過半数票」の要件は、議案が加
盟生産国の投ずる票の過半数及び加盟消費国の投
ずる票の過半数の双方によつて支持されたときに
満たされる。

「区分ごとの三分の二以上の多数票」の要件は、
議案が加盟生産国の投ずる票の三分の二以上の多
数及び加盟消費国の投ずる票の三分の二以上の多
数の双方によつて支持されたときに満たされる。

「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除く
ほか、この協定の最初の効力発生(第五十五条に
規定する確定的なものであるか暫定的なものであ
るかを問わない)をいう。

「会計年度」とは、七月一日から翌年の六月三十
日までの一年の期間をいう。

「会期」とは、理事会の一又は二以上の会合から成
る。

第一部 国際すず理事会(組織条項)

第三章 国際すず理事会

第三条 国際すず理事会の存続及び所在
地

1 従前の国際すず協定によつて設立された国際
すず理事会(以下「理事会」という。)は、この協
定を運用するため、この協定に定める構成、権
限及び任務をもつて存続するものとする。

2 理事会の所在地は、加盟国の領域内とする。

3 理事会の所在地は、2の要件を条件として、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。

第四条 理事会の構成

1 理事会は、すべての加盟国で構成する。

2 (a) 加盟国は、理事会において一人の代表によつて代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び顧問を任命することが出来る。

(b) 代表代理は、代表の不在その他の特別な場合に代表に代わつて行動し及び投票する権限を与えられる。

第五条 加盟国の区分

1 理事会は、いずれかの国が第五十二条若しくは第五十四条の規定により批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した旨の通報又は第五十三条の規定によりこの協定を暫定的に適用する旨の通報を行つた旨の通報を寄託者から受領した後でできる限り速やかに、その同意を得てその国が加盟生産国であるか加盟消費国であるかを宣言する。

2 加盟生産国又は加盟消費国としての加盟国の区分は、それぞれ、加盟国内におけるすす鉱石の生産又はすす地金の消費を基礎として決定する。この場合において、

(a) 加盟生産国としての区分は、自国内におけるすす鉱石の生産から得られるすす地金の大部分を消費する国については、その同意を得て、その国によるすすの輸出を基礎として決定する。

(b) 加盟消費国としての区分は、自国の消費するすすの大部分を自国内の鉱山から生産している国については、その同意を得て、その国によるすすの輸入を基礎として決定する。

3 各政府は、批准書、受諾書、承認書、加入書又は第五十三条の規定によりこの協定を暫定的に適用する旨の通告書に、自国が属すると考え

る加盟国の区分を明示することが出来る。

4 理事会は、この協定の効力発生後の第一回会期において、各加盟生産国の附属書Aに掲げられた百分率の総計の五十パーセント以上を占める加盟生産国及び各加盟消費国の附属書Bに掲げられた百分率の総計の五十パーセント以上を占める加盟消費国の承認を得て、この条の規定の適用について必要な決定を行う。

第六条 加盟国の区分の変更

1 理事会は、加盟国の地位が統計上加盟消費国から加盟生産国に又は加盟生産国から加盟消費国に変化した場合には、当該加盟国の要請に応じて検討し、区分の変更及び第十四条4の規定により適用されることとなる百分率を決定する。

2 理事会により区分の変更が決定された加盟国は、1に規定する百分率の実施の日から、従前の区分に属する加盟国がこの協定に基づいて有するいすれの権利、特権及び義務（その加盟国が従前の区分に属する加盟国として負つた会計上の義務その他の義務であつて履行してないものを除く。）も有しないものとし、新たな区分に属する加盟国として、この協定に基づき、すべての権利及び特権を取得し、かつ、すべての義務を負う。

第七章 権限及び任務

第七条 理事会の権限及び任務

理事会は、

(a) この協定の運用及び実施のため、必要な権限を有し及び必要な任務を遂行する。

(b) 第十七条の規定に基づいて設けられる運営勘定のために借入れを行う権限及び第二十四条の規定に基づいて緩衝在庫勘定のために借入れを行う権限を有する。

(c) 緩衝在庫の資産及び操作に関する情報であつてこの協定に基づく任務の遂行上必要と認められるものを、その要請によりいつでも議長から受けることができる。

(d) すずの生産、生産費、生産水準、消費、国際取引及び在庫に関する入手可能な資料その他この協定の適切な運用に必要な情報であつて国の安全に関する第四十七条の規定に反しないものの提供を加盟国に要請することが出来る。加盟国は、要請された情報を可能な最大限度まで提供する。

(e) 緩衝在庫操作に係る規則を定める。当該規則には、特に、第二十二條に規定する義務を履行することのできない加盟国に対して適用される財政的措置を含める。

(f) 各会計年度の終了後、当該会計年度における自己の活動に関する報告書を公表する。

(g) 各四半期の終了後、当該四半期末において緩衝在庫に保有されているすす地金のトン数を示す明細書を公表する。公表は、理事会が別段の決定を行わない限り、当該四半期の終了の時から三箇月を経過した後に行う。

(h) 次のものと協議し及び協力するため、あらゆる適当な措置をとる。

(i) 国際連合、その適当な機関（特に国際連合貿易開発会議、専門機関その他の国際連合の関連機関及び適当な政府間機関

(ii) 国際連合又は専門機関の加盟国である非加盟国及び従前の国際すす協定の締結国であつた非加盟国

第八条 理事会の手続

理事会は、

(a) その手続規則を定める。

(b) 会期外において議長に助言を与えるため、必要と認めるすべての措置をとることが出来る。

(c) (i) 区分ごとの単純過半数票による議決で行ふことのできる権限を、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決でいつても次条に規定する補助機関に委任することが出来る。ただし、次の事項に関連する権限については、この限りでない。

第二十条の規定に基づく分担金の額の算定及び第二十二條の規定に基づく提出の割当て

第二十七條及び第三十一條の規定に基づく最低価格及び最高価格の決定

第三十二條から第三十六條までの規定に基づく輸出統制

第四十條の規定に基づくすすの不足の場合の措置

第九条 理事会の補助機関

1 従前の国際すす協定に基づく理事会の設置した次の補助機関は、理事会の任務の遂行を補助するため、存続するものとする。

(a) 経済及び価格検討協議会

(b) 運営委員会

(c) 緩衝在庫財政委員会

(d) 生産費及び価格委員会

(e) 開発委員会

(f) 委任状委員会

(g) 統計委員会

2 理事会は、必要と認める他の補助機関を設置することが出来る。

3 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で補助機関の構成及び付託事項を決定する。

4 いすれの補助機関も、理事会が別段の決定を行わない限り、その手続規則を定めることが出来る。

5 理事会は、1の規定にかかわらず、いすれの補助機関も、いつでも廃止することが出来る。

第十條 統計及び研究

理事会は、

(a) 各四半期に少なくとも一回、次の一又は二以上の四半期における全般的なすすの統計の評価を行うことを目的として、当該一又は二

千九百八十年の國際ココア協定の締結について承認を求めるの件外三件

二八六

会期において、加盟生産国の百分率及び加盟消費国の百分率の表を作成する。作成された表

は、直ちに効力を生ずる。

4 3の規定により作成された表は、毎年及び、加盟国の構成又は区分に変更が生じた場合はいつでも、理事会が修正する。修正された表は、直ちに効力を生ずる。

5 理事会は、3及び4の規定の適用上、附属書下の定めるところにより加盟生産国の百分率の配分(再配分を含む。)を決定する。

6 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、附属書Fを修正することができ

7 理事会は、3及び4の規定の適用上、加盟消費国の百分率の配分(再配分を含む。)を決定する。当該決定に際しては、最近の三暦年における各加盟消費国の平均年間消費量の平均を基礎とする。

8 いかなる加盟国も、四百五十を超える票を有してはならない。

9 票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

10 第十五条 理事会の投票手続
1 加盟国は、自国が理事会において有するすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たり、票を分割してはならない。加盟国は、棄権したときは、投票しなかつたものとみなされる。

2 理事会の決定は、別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。

3 いずれの加盟国も、理事会が認める形式で、理事会のいずれかの会期又は会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使することを他の加盟国に委任することができる。

第七章 特権及び免除
第十六条 特権及び免除
1 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

2 理事会は、加盟国の領域において当該加盟

国の法律に反しない範囲内で、自己の資産、収入その他の財産につき、この協定に基づく任務の遂行に必要な課税の免除を受ける。

3 理事会は、加盟国の領域において、この協定に基づく任務の遂行に必要な通貨交換上の便宜を与えられる。

4 接受国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、接受国政府と理事会との間の本部協定が適用される。

第二章 会計事項

第八章 勘定及び会計検査

1 (a) この協定の運用及び実施のため、運営勘定及び緩衝在庫勘定を置く。

(b) 理事会の運営費(議長及び管理官、事務局長その他の職員報酬を含む。)は、運営勘定に記帳する。

(c) 緩衝在庫の操作のためにのみ必要とされるすべての費用(借入れ、保管、委託及び保険に係る費用を含む。)は、管理官が緩衝在庫勘定に記帳する。

(d) (c)に規定する以外の種類の費用を緩衝在庫勘定に記帳することについては、議長が決定する。

2 理事会は、理事会への代表並びに代表代理及び顧問の費用については、責任を有しない。

第十八条 支払通貨
加盟国が第二十条及び第六十条の規定に基づいて行う運営勘定への払込み、加盟国が第二十二条及び第二十三条の規定に基づいて行う緩衝在庫勘定への払込み、第六十条の規定に基づいて行われる運営勘定からの加盟国への支払並びに第二十二条、第二十三条及び第二十六条の規定に基づいて行われる緩衝在庫勘定からの加盟国への支払は、理事会の接受国の通貨で算定し、接受国の通貨で行う。もつとも、これらの払込み及び支払は、加盟国の選択に従い、当該払込み又は支払が行われる日の為替相場で換算して、接受国の外国為替市場において接受国の通貨に自由に交換することの

場において接受国の通貨に自由に交換することの

第十九条 会計検査
1 理事会は、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。

2 理事会は、各会計年度の終了後できる限り速やかに、独立の専門家による会計検査を了した運営勘定及び緩衝在庫勘定を公表する。もつとも、緩衝在庫勘定については、当該会計年度の終了の時から三ヶ月を経過した後に公表する。

第九章 運営勘定

第二十条 予算

1 理事会は、この協定の効力発生後の第一回会期において、その効力発生の日から最初の会計年度の末日までの期間につき運営勘定の収入及び支出の予算を承認するものとし、その後は、各会計年度について運営勘定の年次予算を承認する。理事会は、会計年度中のいずれの時期においても、不測の事態により運営勘定の残高が理事会の運営費の支弁のためには不十分となるおそれがあると認める場合には、会計年度の残余の期間について追加予算を承認することができ

2 理事会は、1の予算を基礎として、運営勘定に係る各加盟国の分担金の額を接受国の通貨で算定する。各加盟国は、算定額の通告を受けた時に理事会に対し自国の分担金の全額を支払う義務を負う。各加盟国は、分担金の額の算定の日に自国の有する票数に従って分担金を支払うものとし、一票につき予算の総額の二千分の一の額を支払う。

3 理事会は、算定額の通告の日から六箇月以内に運営勘定に係る分担金を支払わない加盟国から投票権を奪うことができる。当該加盟国が算定額の通告の日から十二箇月以内に分担金を支払わない場合には、理事会は、当該加盟国からこの協定に基づく他のいずれの権利も奪うことができる。理事会は、分担金の支払があつたとき

きは、この3の規定に基づいて奪つた当該加盟国の権利の回復を認める。

第十章 緩衝在庫勘定
第二十一条 緩衝在庫の設置及び規模
この協定の目的の達成のため、緩衝在庫を設置する。緩衝在庫は、政府拠出によつて賄われるはず地金三万トンの通常緩衝在庫並びに倉庫証券及び必要な場合には政府保証又は政府約束を担保とする借入れによつて賄われるはず地金二万トンの追加緩衝在庫で構成する。

第二十二条 通常緩衝在庫の費用の負担
1 加盟生産国及び加盟消費国は、通常緩衝在庫の費用を常に平等に負担する。適当な場合には、加盟国の適当な機関が当該加盟国の負担する費用を支払うことができる。

2 はず地金一万トンに相当する額の当初拠出については、この協定の効力発生の日に支払の義務が生ずる。はず地金二万トンに相当する額のその後の拠出については、理事会の定める日までに支払を行う。

3 理事会は、拠出の割当ての時に適用されている第十四条3の規定により作成し又は同条4の規定により修正した表に掲げる各加盟国の百分率に従つて、2に規定する拠出を加盟国に割り当てる。

4 2に規定する拠出の額は、拠出の要求が行われる日に適用されている最低価格を基礎として算定する。

5 2の規定に基づいて支払の義務が生じた加盟国の当初拠出の支払については、当該加盟国の同意を得て、第五次協定に基づく緩衝在庫勘定からの振替えをもつて充てることができる。

6 理事会は、はず地金二万トンに相当する額(その時点における最低価格を基礎として算定する)を超える額の現金資産を緩衝在庫勘定に保有する場合に、超過分をこの条の規定に基づき加盟国の拠出分に比例して加盟国に返還することができる。加盟国は、その要請により、

受領すべき返還分を緩衝在庫勘定に留保することである。

7 この協定が暫定的に効力を生じている間は、2及び3の規定にかかわらず、理事会が割り当てた加盟国の提出の額は、附属書A又は附属書Bに掲げられた百分率を基礎として算定した当該加盟国の提出の額の百二十五パーセントを超えてはならない。

第二十三条 緩衝在庫勘定への提出の延滞

1 加盟国が緩衝在庫勘定に対する提出の義務をその支払期限の日までに履行しない場合には、当該加盟国は支払が延滞しているものと認められる。六十日以上支払が延滞している加盟国は、2の規定により理事会が行う決定に際しては、加盟国でないものとみなされる。

2 1に規定する六十日以上支払が延滞している加盟国の理事会における投票権その他の権利は、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、停止される。ただし、加盟国の緩衝在庫勘定への提出の義務の履行の遅延が附属書Gの評定された緩衝在庫の費用の各加盟国の割当分に相当する額を超過する部分についてのみ生じているときは、この2の規定の適用上延滞とはみなされない。

3 理事会は、延滞に係る額を他の加盟国が自発的な提出により補填することを要請することができる。

4 支払が延滞していた加盟国の投票権その他の権利は、延滞していた支払が行われたと理事会が認める場合には、回復する。他の加盟国が延滞に係る額を補填していた場合には、当該他の加盟国は、完全に返済を受ける。

第二十四条 緩衝在庫のための借入れ
1 理事会は、緩衝在庫のため、緩衝在庫に保有されているはずの倉荷証券を担保として、必要と認める金額を借り入れることができる。借入

れの場合は、理事会の承認を受けるものとす

2 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、財源を補足するために適当と認める他の措置をとることができる。

3 1及び2に規定する借入れ及び措置に係る経費は、緩衝在庫勘定によつて賄われるものとす

第二十五条 一次産品のための共通基金との関係

一次産品のための共通基金が活動を開始した場合には、理事会は、同基金の制度を十分に利用するため、同基金との提携協定の締結のための相互に受託可能な条件について同基金と交渉する。

第十一章 緩衝在庫の清算

第二十六条 清算手続

1 第二十八条から第三十一条までの規定に基づく緩衝在庫のすべての操作は、この協定の終了の際に終了する。管理官は、その後は、新たにすず地金を購入してはならず、また、2、3及び8の場合を除くほか、すず地金を売却してはならない。

2 管理官は、緩衝在庫の清算に関し、理事会がこの条の措置に代えて他の措置を決定しない限り、3から8まで及び11の措置をとる。

3 管理官は、この協定の終了の後でできる限り速やかに、返済の終了していない第二十四条の規定に基づくすべての借入れを返済し、かつ、この条の定めるところにより行われる緩衝在庫の清算の費用を支弁するために十分であると認める金額を緩衝在庫勘定の残高から保留しておく。緩衝在庫勘定の残高がその返済及び支弁に十分である場合には、管理官は、必要な追加額を調達するため、理事会の定める期間において理事会の定める十分な数量のすず地金を売却する。

4 加盟国が緩衝在庫について有する持分は、この協定に定める条件に従つて加盟国に返還す

る。

5 管理官は、加盟国が緩衝在庫について有する持分を確定するため、次の手続をとる。

(a) 加盟国の現金による緩衝在庫への提出分を確定する。

(b) 管理官がこの協定の終了の日に保有するすべてのすず地金は、理事会の指定する公認市場におけるその日のすず地金の適当な価格を基礎として評価するものとし、その価額は、3の規定により保留しなければならない金額を控除した後、管理官がその日に保有する現金の額を加算する。

(c) (b)の規定を適用して得られる額が緩衝在庫への加盟国のすべての提出分を合計した額を超える場合には、超過分は、(a)の規定により確定された緩衝在庫への加盟国の提出分に当該提出分が管理官の処分任されていたこの協定の終了までの期間の日数を乗じたものに比例して、加盟国の間で配分する。この日数の算定に当たっては、管理官がその提出分を受領した日及びこの協定の終了した日は、算入しない。加盟国に配分された当該超過分は、(a)の規定により確定された当該加盟国の提出分に加算する。当該超過分の配分に当たっては、緩衝在庫の清算への参加の権利を奪われていた加盟国の提出分は、その権利を奪われていた期間中は管理官の処分任にされていなかったものとみなされる。

(d) (b)の規定を適用して得られる額が緩衝在庫への加盟国のすべての提出分を合計した額を下回る場合には、不足分は、加盟国にそれぞれその提出分比例して割り当てる。加盟国に割り当てられた不足分は、(a)の規定により確定された当該加盟国の提出分から控除する。

(e) (a)から(d)までの規定によつて算定した価額を各加盟国が緩衝在庫について有する持分とする。

6 配分することのできる現金及びすず地金につ

き加盟国が有する持分(5に定める手続により確定する)は、3の規定に従うことを条件として、加盟国に返還する。ただし、加盟国は、第二十条、第二十三条、第三十六条、第四十八条又は第五十八条の規定に基づいて緩衝在庫の清算への参加の権利の全部又は一部を奪われている場合には、その奪われている限度において持分の返還を受けることができないものとし、その結果生ずる余剰分は、他の加盟国の間で、緩衝在庫について有する持分比例して配分する。

7 4から6までの規定により返還されるすず地金と現金との比率は、各加盟国について同一とする。

8 (a) 加盟国は、5に定める手続により返還されることとなる額の現金の支払を受ける。

(b) 加盟国に返還されるすず地金は、理事会が適当と認める分割方法により、理事会が適当と認める期間にわたつて引き渡される。ただし、加盟国に引き渡されるすず地金の総量が三万トン未満の場合には、その期間は、この協定の終了の日から二十四箇月以内とする。すず地金の総量が三万トン以上の場合には、この協定の終了の日から十二箇月ごとに年平均一萬トンになるよう加盟国に引き渡される。

(c) 理事会は、引渡しに当たっては、特に次の事項を考慮に入れる。

(i) 返還されるすず地金の総量

(ii) (i)の数量のすず地金の放出の市場に及ぼす影響

(iii) すず地金の継続的な供給の確保について加盟国の利益

(d) 加盟国に引き渡されるすず地金は、加盟国の選択により管理官が売却を行うことができるものとし、売上げの純額は、当該加盟国に支払われる。

8 8の規定により加盟国に返還されるすべての

すず地金は、この条に定める清算手続にかかわらず、この協定に代わる国際すず協定の緩衝在庫に移転することができる。

10 この協定に代わる国際すず協定の締結国とならない加盟国に返還されるすず地金は、この協定の終了の後六箇月以内に当該加盟国に引き渡される。

11 管理官は、すべてのすず地金が8の規定により処分されたときは、5の規定により定められる持分の比率で、8の規定により保留しておいた金額の残高を加盟国に配分する。

第三部 経済条項

第十二章 最低価格及び最高価格

1 この協定の実施のため、すず地金の最低価格及び最高価格を定める。これらの価格は、マレーシア・リンギット又は理事会の決定する他の通貨で表示する。最低価格と最高価格との間の幅は、最低価格の三十三パーセントの額とし、三の等しい幅の価格帯に分ける。

2 当初の最低価格及び最高価格は、1の規定にかかわらず、第五次協定の終了の日と同協定に基づいて適用されていた最低価格及び最高価格とする。

3 理事会は、この協定の効力発生後の第一回会期において、また、その後は経済及び価格検討協議会若しくは理事会の定める他の補助機関で行われる継続的研究を基礎として又は第三十一条の規定に基づいて、この協定の目的の達成のため、最低価格及び最高価格について検討を行うものとし、これらの価格を改定することができる。

4 理事会が、この協定の効力発生後の第一回会期において新たな最低価格及び最高価格を決定しなかつた場合には、最低価格は、第五次協定の終了の日に適用されていた最低価格を引き続き適用するものとし、最高価格は、最低価格の百三十パーセントの額とする。

5 理事会は、最低価格及び最高価格についての検討を行うに当たり、すずの生産及び消費の短期的推移、すずの生産及び消費の様々な水準及び動向、すずの生産費、その時点における鉱石生産力、将来の十分な鉱石生産力の維持の点からみた時価の妥当性その他すずの価格の動向に影響を及ぼす関連要因を考慮に入れる。

6 理事会は、改定した最低価格及び最高価格（第三十一条の規定に基づいて決定した暫定的な価格及び新たな価格を含む）を遅滞なく公表する。

第十三章 緩衝在庫の操作

第二十八条 緩衝在庫の操作

1 管理官は、第十三条に定めるところにより、この協定の規定及び理事会の指示の範囲内で、緩衝在庫の操作につき議長に対して責任を負う。

2 この条の規定の適用上、すずの市場価格は、第五次協定の終了の時に理事会によつて指定されていた市場における価格又は理事会が随時決定する他の価格とする。

3 すずの市場価格が、

(a) 最高価格に等しい場合又はこれを上回つていいる場合には、管理官は、理事会から他の操作を行うよう指示を受けなければならない限り、次条及び第三十一条の規定に従うことを条件として、すずの市場価格が最高価格を下回る時又は処分することのできるすずがなくなる時まで、処分することのできるすずを公認市場において市場価格で売り出す。

(b) 最低価格と最高価格との間の上限価格帯にある場合には、市場価格の急激な上昇を防止するため、管理官は、すずの純売手として、公認市場において市場価格で操作することができる。

(c) 最低価格と最高価格との間の中間価格帯にある場合には、管理官は、理事会の区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で許可があるときに限り、操作することができる。

(d) 最低価格と最高価格との間の下限価格帯にある場合には、市場価格の急激な下落を防止するため、管理官は、すずの純買手として、公認市場において市場価格で操作することができる。

(e) 最低価格に等しい場合又はこれを下回つていいる場合において、管理官が使用することのできる資金があるときは、管理官は、理事会から他の操作を行うよう指示を受けなければならない限り、次条及び第三十一条の規定に従うことを条件として、すずの市場価格が最低価格を上回る時又は使用することのできる資金がなくなる時まで、公認市場において市場価格ですずを買い出す。

4 この協定の適用上、公認市場とは、ペナン海峽すず市場、ロンドン金属取引所又は理事会が緩衝在庫の操作のために随時公認する他の市場をいう。

5 管理官は、3の規定に従うことを条件として、先物取引を行うことができる。ただし、先物取引は、この協定の終了の前又は理事会の決定するこの協定の終了の日の前に完了するものでなければならない。

第二十九条 緩衝在庫の操作の制限又は停止

1 理事会は、この協定の目的の達成のために必要と認める場合には、前条3(a)及び(b)の規定にかかわらず、管理官が先物取引を行うことを制限し又は停止することができる。

2 理事会は、前条3(a)及び(b)の規定にかかわらず、その会期中においてこの協定の目的がこれらの規定に基づく管理官の義務の履行によつては達成されないと認める場合には、緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができる。

3 2の規定による緩衝在庫の操作の制限又は停止の権限は、理事会の会期外においては、議長に与えられる。

4 議長は、3の規定に基づいて行つた緩衝在庫の操作の制限又は停止をいつでも撤回することができる。

5 議長は、3の規定に基づき緩衝在庫の操作を制限し又は停止することを決定した後、決定を検討するため直ちに理事会の会期を招集する。この会期は、制限又は停止の決定が行われた日の後十四日以内に開催する。

6 理事会は、3の規定に基づく制限又は停止を追認し又は解除することができる。理事会が何らの決定も行わない場合には、制限され又は停止された緩衝在庫の操作は、制限なしに継続し又は再開するものとし、緩衝在庫の操作は、前条に定めるところにより行われる。

7 理事会は、緩衝在庫の操作がこの条の規定に基づく決定により制限され又は停止されている間、六週間を超えない間隔を置いて決定の再検討を行う。理事会が当該再検討を行う会期においてその制限又は停止の継続を支持する決定を行わない場合には、緩衝在庫の操作は、制限なしに継続し又は再開する。

第三十条 緩衝在庫のその他の操作

1 理事会は、管理官に対し、政府の非商業的在庫からすずを購入し若しくはこれにすずを売却し、又は政府の非商業的在庫のためにすずを売却することを許可することができる。理事会は、また、管理官に対し、第五次協定に基づく緩衝在庫への供与国から、同協定に基づく緩衝在庫の清算に係るその供与国の持分のすずを購入することを許可することができる。第二十八条3の規定は、この1の規定に基づいて許可されたすずの購入又は売却については、適用しない。

2 理事会は、前二条の規定にかかわらず、管理官の資金が緩衝在庫の操作に要する費用を支弁するために不十分である場合には、管理官に対し、当該費用を支弁するために十分な量のすずを時価で売却することを許可することができる。

る。

第三十一条 緩衝在庫及び為替相場の変更に伴う最低価格及び最高価格の再検討が必要となつたとき

1 為替相場の変更に伴う最低価格及び最高価格の再検討が必要となつたとき議長は、議長は、その再検討を行うため直ちに理事会の会期を招集することができ、当該再検討が必要となつたといずれかの加盟国が認める場合には、当該加盟国は、議長に對して理事会の会期の招集を要請することができる。その会期は、七日より短い予告期間において開催することができる。

2 議長は、1の場合において、管理官による不買の売却又は購入がこの協定の目的の達成を妨げるおそれがあるような数量で行われることを防止するために必要であると認めるときは、この規定する理事会の会期が開催されるまでの間、暫定的に緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができる。

3 理事会は、この条の規定に基づき緩衝在庫の操作の制限又は停止を承認し、修正し又は解除することができる。理事会が何らの決定も行わない場合には、暫定的に制限され又は停止された緩衝在庫の操作は、制限なしに継続し又は再開する。

4 理事会は、この条の規定に基づき緩衝在庫の操作の制限又は停止の追認、修正又は解除を決定した日から三十日以内に、暫定的な最低価格及び最高価格を決定することにつき検討を行うものとし、これらの価格を決定することができる。理事会がこの4の規定に基づき暫定的な最低価格及び最高価格の決定を行わなかつた場合には、6の規定に従ふことを条件として、その時点で適用されている最低価格及び最高価格を引き続き適用される。

5 理事会は、暫定的な最低価格及び最高価格を決定した日から九十日以内に、これらの価格の再検討を行うものとし、新たな最低価格及び最

高価格を決定することができる。理事会がこの5の規定に基づき新たな最低価格及び最高価格の決定を行わなかつた場合には、暫定的な最低価格及び最高価格を引き続き適用される。

6 理事会は、4の規定に基づき暫定的な最低価格及び最高価格の決定を行わなかつた場合には、その後の会期において、新たな最低価格及び最高価格を決定することができる。

7 緩衝在庫の操作は、4から6までの規定により決定される最低価格及び最高価格を基礎として第二十八条の規定に定めるところにより行われる。

第十四章 輸出統制

第三十二条 輸出統制の決定

1 第二十一条の規定に基づいて設置された緩衝在庫の最大量の少なくとも七十分の二の地金が緩衝在庫に保有されている場合には、同条の規定に基づいて設置された緩衝在庫の最大量の少なくとも七十分の二の地金が緩衝在庫に保有されている場合には、理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で統制期間を宣言することができる。

2 第二十一条の規定に基づいて設置された緩衝在庫の最大量の少なくとも八十分の二の地金が緩衝在庫に保有されている場合には、理事会は、統制期間を宣言することができる。

3 理事会は、1又は2の規定により統制期間を宣言するに当たり、第十条(a)の規定に基づいて行ふ生産及び消費の見積り、緩衝在庫に保有されている地金の数量及び現金の額、他の在庫分のすすの数量、すすの入手可能性及び予想されるすすの動向、すすの取引、すすの地金の時価その他すべての関連要因を考慮に入れて当該

統制期間における加盟生産国の総輸出許可トン数を決定する。

4 理事会は、また、すすの地金の価格が最低価格と最高価格との間に維持されるように供給を需要に適合させることを任務とするものとし、生ずるおそれのある供給と需要との不均衡を是正するために十分なすすの地金及び現金を緩衝在庫に保有することを目標とする。

5 各統制期間におけるこの協定に基づく輸出制限は、理事会の決定によるものとし、いずれの期間においても、理事会がその期間を統制期間として宣言し、かつ、その期間における総輸出許可トン数を決定しない限り、実施されない。

6 理事会は、緩衝在庫の操作が第二十九条又は前条の規定に基づいて制限され又は停止されている場合にも、統制期間を宣言し、総輸出許可トン数を決定することができる。

7 理事会は、統制期間において、8の規定に基づいて既に決定した当該統制期間における総輸出許可トン数を増加することができるが、これを削減してはならない。

8 3の規定により総輸出許可トン数を決定した統制期間においてすすの市場価格の十五日間の移動平均が連続した十二市場日の間第二十七条の規定に基づいて設定された下限価格帯の上限に等しいか又はこれを上回る場合には、次の(a)又は(b)のいずれか多い方の数量になるように当該統制期間の全期間における総輸出許可トン数を増加する。

(a) 当該統制期間に先立つ期間のうち統制期間として宣言されなかつた最後の連続した四の四半期における輸出水準の四半期当たりの平均を基礎として算定する当該統制期間についての輸出水準の数量

(b) 当該統制期間について決定された総輸出許可トン数の百パーセントの数量

9 8の規定にかかわらず、当該統制期間における総輸出許可トン数は、次のいずれかの場合に

は、増加しない。

(a) 輸出制限が実施されていながつた期間に引き続いて輸出統制が実施された日から8に規定する連続した十二市場日の最初の日までに三箇月の期間が経過していない場合

(b) 最新の市場価格が価格帯の下限価格帯にある場合。もつとも、8に定める要件が引き続き満たされており、市場価格が下限価格帯の上限に等しいか又はこれを上回る水準に回復した場合には、直ちに8に定めるところにより総輸出許可トン数を増加する。

10 この条の規定の適用上、すすの市場価格とは、理事会が別段の決定を行わない限り、ペナシ海峡すす市場におけるすすの価格をいう。

11 理事会は、統制期間を宣言しかつその統制期間について総輸出許可トン数を決定した場合に、同時に、自国の領域内の鉱山においてすすを生産している非加盟国に對し、当該非加盟国の生産するすすの輸出につき、その統制期間中、理事会及び当該非加盟国の合意する適当な輸出制限を実施するよう要請することができる。理事会は、また、国際市場へのすすの供給に対する統制の効果を増大させることを目的として、すすを消費する非加盟国と協議することができる。

12 理事会は、統制期間中加盟生産国からのすすの輸入を優遇することを目的として、貿易に関する他の国際協定に抵触しない適当な措置について加盟消費国と協議することができる。

第三十三条 統制期間

1 各統制期間は、四半期に對應したものとする。ただし、理事会は、輸出制限がこの協定の有効期間中初めて実施される場合及び輸出制限が実施されなかつた期間の後再び実施される場合には、三月三十一日、六月三十日、九月三十日又は十二月三十一日を末日とする二箇月以上五箇月以内の期間を統制期間として宣言することができる。

2 実施されている輸出許可トン数は、緩衝在庫に保有されている地金の量が、前条1及び2の規定により必要とされる最小限の量（これらの規定に基づいて修正されたものを含む）を下回るに至つたことのみによつては、当該統制期間中実施されなくなることはない。

3 理事会は、既に宣言した統制期間についてその開始前に当該宣言を取り消し又は当該統制期間をその期間中に終了させることができる。

4 輸出許可トン数が、第五次協定に基づき同協定の有効期間の最後の四半期について決定され、同協定の終了の際になお実施されており、かつ、理事会が第一回会期において別段の決定を行わない限り、この条の規定にかかわらず、

(a) この協定の効力発生の日に実施されている統制期間は、この協定に基づいて宣言されたものとみなす。

(b) (a)の統制期間における輸出許可トン数は、理事会が前条の規定により改定しない限り、第五次協定に基づき同協定の有効期間の最後の四半期について決定された輸出許可トン数に比例して決定される。

第三十四条 輸出許可トン数の配分

1 各統制期間における輸出許可トン数は、当該統制期間に先立つ期間のうち統制期間として宣言されなかつた最後の連続する四の四半期における各加盟生産国の生産量又は輸出量のいずれが適当なものに比例して加盟生産国の間で配分する。理事会は、この1の規定に基づいて輸出許可トン数の配分を行うに当たり、附属書F第六条に規定する事情及びいずれかの加盟生産国が同附属書第九条に規定する例外的なものとして陳述する状況に妥当な考慮を払うものとし、当該加盟生産国については、他の加盟生産国の同意を得て、理事会の決定する他の期間の生産量又は輸出量のいずれが適当なものを使用することができる。

2 (a) 理事会は、1の規定にかかわらず、いずれかの加盟生産国の輸出許可トン数を当該加盟生産国の同意を得て削減し、他のすべての加盟生産国の間で、これらの加盟生産国の百分率に比例して又は必要に応じて他の方法で、削減を配分することができる。

(b) いずれかの統制期間について(a)の規定により配分が決定された加盟生産国の数量は、この条の規定の適用上、当該統制期間における当該加盟生産国の輸出許可トン数とみなす。

3 統制期間における加盟生産国の純輸出量は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、当該統制期間における加盟生産国の輸出許可トン数を限度とする。

4 加盟生産国は、自国の輸出量が統制期間における自国の輸出許可トン数にできる限り一致するように、この条の規定を遵守し及び実施するために必要な措置をとる。

5 (a) 加盟生産国は、いずれかの統制期間における自国の輸出許可トン数に基づいて輸出する権利を有する数量の不足を当該統制期間中に輸出することができないと考える場合には、できる限り速やかに、いかなる場合にもその輸出許可トン数が実施された日の後二箇月以内に、理事会に対してその旨を宣言しなければならない。

(b) 理事会は、(a)の宣言を受理した場合又はいずれかの加盟生産国がその輸出許可トン数に基づいて輸出する権利を有する数量の不足を統制期間中に輸出することができないと認める場合には、所定の輸出許可トン数の不足が実際に輸出されるために必要と認める措置をとることができる。

6 理事会は、この条の規定の適用上、加盟生産国の純輸出に当該加盟生産国の鉱業生産から得られるいづれの物質の不足含有量も含めるときを決定することができる。

第三十五条 輸出時点

すすは、附属書Cに掲げる加盟生産国につき同附属書に規定する当該加盟生産国の手続が完了した場合に、輸出されたものとみなされる。ただし、

(a) 理事会は、関係加盟生産国の同意を得て随時同附属書を修正することができる。修正後は、同附属書に含まれているものとして実施される。

(b) 理事会は、すすがいずれかの加盟生産国から同附属書に規定されていない手続によつて輸出された場合には、この協定の適用上そのすすが輸出されたものとみなすかみなさないかを決定するものとし、輸出されたものとみなすときは、その輸出が行われたとみなす時点を決定する。

第三十六条 輸出統制に関する制裁

1 (a) いずれかの統制期間におけるいづれかの加盟生産国の純輸出量が、第三十四条の規定にかかわらず、当該統制期間における当該加盟生産国の輸出許可トン数を五パーセントを超えて超過した場合には、理事会は、当該加盟生産国に対し、超過分を超えない数量の輸出を追加して緩衝在庫に行うよう要求することができる。提出は、理事会の定めるところによりすす地金若しくは現金で又は理事会の定める割合のすす地金及び現金で、理事会が決定する一又は二以上の期日までに行う。提出すべき現金の額は、理事会が提出の要求を決定した日に適用されている最低価格を基礎として算定する。提出すべきすす地金の数量は、その提出が統制期間中に行われることとなる場合には、当該統制期間における当該加盟生産国の輸出許可トン数に含まれるものとし、当該輸出許可トン数への追加分としない。

(b) いずれかの連続した四の統制期間(a)の超過があつた統制期間を含む)におけるいづれ

かの加盟生産国の純輸出量の合計が、第三十四条の規定にかかわらず、当該四の統制期間における当該加盟生産国の輸出許可トン数の合計をパーセントを超えて超過した場合には、その後の四の各統制期間における当該加盟生産国の輸出許可トン数について、その超過分の四分の一に相当する数量又はその超過分の二分の一を限度として理事会の決定する一層大きい数量を削減することができる。削減は、理事会がこれを決定した統制期間に引き続く統制期間の初日から実施される。

(c) いずれかの加盟生産国の純輸出量の合計が、連続した四の統制期間において(b)に規定するように当該加盟生産国の輸出許可トン数を超えた後、更に、その後のいづれかの連続した四の統制期間(b)の規定の適用を受ける統制期間を除く)において当該四の統制期間における当該加盟生産国の輸出許可トン数の合計を超える場合には、理事会は、(b)に定めるところにより当該加盟生産国の輸出許可トン数を削減するほか、当該加盟生産国の緩衝在庫の清算への参加の権利を奪うことを宣言することができる（一回目の宣言において奪う参加の権利は、その二分の一を限度とする）。理事会は、自己の決定する条件で、当該加盟生産国から奪つた当該参加の権利の部分の回復をいつでも認めることができる。

(d) 自国の輸出許可トン数（第三十四条及びこの条の他の規定に基づいて増減されたものを含む）を超える数量のすすが輸出した加盟生産国は、できる限り早い機会にこの協定に対する自国のそのような違反の状態を是正するための効果的な措置をとらなければならない。理事会は、この1の規定に基づいて行動を決定するに当たり、当該加盟生産国がそのような措置をとらなかつたこと又はとることが遅れたことを考慮に入れる。

2 1 (a) から (c) までの規定の適用上、第五次協定に基づいて決定された総輸出許可トン数、同協定に基づく輸出許可トン数を超えて輸出された数量及び同協定に基づいて課された制数は、それぞれ、この協定の効力発生の日から、この協定に基づいて決定された総輸出許可トン数、この協定に基づく輸出許可トン数を超えて輸出された数量及びこの協定に基づいて課された制数とみなす。

第三十七条 特別輸出

1 理事会は、統制期間を宣言した後いつでも、次の(a)及び(b)の条件が満たされると認める場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、第三十四条1に規定する輸出許可トン数の輸出のほかに特定の数量のすずの輸出(以下「特別輸出」という。)を許可することができ

(a) 当該特別輸出に係るすずが、政府の貯蔵するすずの一部となるものであること。

(b) 当該特別輸出に係るすずが、この協定の有効期間中商業的又は工業的目的のために使用される可能性のないものであること。

2 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、特別輸出につき、必要と認める条件を付することができる。

3 第三十九条の規定が遵守され、かつ、理事会が2の規定に基づいて付する条件が満たされる場合には、特別輸出に係るすずの数量は、第三十四条2及び4並びに前条1の規定を適用するに当たつて考慮に入れない。

4 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、1に規定する条件をいつでも修正することができる。もつとも、修正は、いずれかの加盟国が既に与えられた特別輸出の許可に基づいてとつた措置及び2の規定に基づいて既に付された条件に影響を及ぼすものではない。

第三十八条 特別寄託

1 加盟生産国は、理事会の同意を得て、いつでも

管理官にすず地金の特別寄託を行うことができ。特別寄託分は、緩衝在庫に保有されているすず地金の一部として取り扱われたいものとし、管理官は、これを自由に処分してはならない。

2 自国内において生産されるすず鉱石から得られるすず地金の特別寄託を行う意思を有する旨を理事会に通報した加盟生産国は、第三十四条の規定に基づいて自国に配分された輸出許可トン数の枠外で、すず地金又は精鉱を、それらが特別寄託の対象であるすず地金となることを確認するために必要とされる証拠を理事会に提出することを条件として、輸出することを許可される。その輸出については、当該加盟生産国が次条に定める要件を満たすことを条件として、第三十四条2及び4並びに第三十六条1の規定は、適用しない。

3 特別寄託分は、管理官にとつて便利な場所においてのみ受領される。

4 議長は、すべての特別寄託分の受領を加盟国に通報する。通報は、特別寄託分の受領の時から三ヶ月を経過した後に行う。

5 すず地金の特別寄託を行った加盟生産国は、いづれかの統制期間における自国の輸出許可トン数の枠内で行う輸出に充てるため、当該特別寄託分の全部又は一部の返還を受けることができる。この場合において、特別寄託分のうち返還を受けた部分は、輸出統制の実施上、返還を受けた統制期間において輸出されたものとみなす。

6 特別寄託分は、統制期間として宣言されていない四半期においては、次条8の規定に従うことのみを条件として、特別寄託を行った加盟生産国が自由に処分することができる。

7 特別寄託に係るすべての経費は、特別寄託を行う加盟生産国が負担するものとし、理事会は、いかなる経費も負担しない。

第三十九条 加盟生産国の在庫

1 (a) いずれかの加盟生産国が保有するすずの在庫分(附属書Cに定めるところにより輸出されたものとみなされないすずの在庫分)は、統制期間におけるいかなる時点においても、当該加盟生産国について附属書Dに定める数量を超えてはならない。

(b) (a)の在庫分には、鉱山と附属書Cに定めるところにより輸出されたものとみなされる地点との間の輸送の途上にあるすずを含まない。

(c) 理事会は、附属書Dに定める数量を改定することができるものとし、改定に当たりいづれかの加盟生産国に係る数量を増加した場合においては、その増加分につき、条件(期間及び輸出に関するものを含む。)を付することができる。

2 第五次協定第三十九条(a)の規定に基づいて承認された同協定の終了の際存続している増加分及びこれに関連して付されている条件は、理事会がこの協定の効力発生の後六箇月以内に別段の決定を行わない限り、この協定に基づいて承認され又は付されたものとみなす。

3 前条の規定に基づいて加盟生産国が特別寄託を行ったすず地金の数量は、当該加盟生産国がこの条の規定に基づいて統制期間中保有することを許される在庫分の数量から控除する。

4 (a) 附属書Eに掲げる加盟生産国の領域において、すず分を含有している鉱石が同附属書に掲げる他の鉱物の採掘の際に鉱床から不可避免的に採掘され、そのため、1に規定する在庫量の限度が当該他の鉱物の採掘を不当に制限することとなる場合には、当該加盟生産国は、当該鉱石から得られたすずを、それが専ら当該他の鉱物とともに得られたものであるか、かつ、実際に自国の領域に保持されるものであることを当該加盟生産国の政府が証明する限り、追加の在庫分として自国の領域に保有することができる。もつとも、採掘され

た当該他の鉱物の総量に対する当該追加の在庫量の比率は、いかなる場合にも、同附属書に定める比率を超えてはならない。

(b) (a)に規定する追加の在庫分の輸出は、理事会の同意がある場合を除くほか、緩衝在庫に保有されているすずのすず地金の清算が終了する時まで開始してはならず、その後行われる追加分の輸出の数量は、各四半期において全輸出量の四十分の一又は二百五十トンのいずれか多い方を超えてはならない。

5 附属書D又は附属書Eに掲げる加盟国は、理事会と協議して、この条に定めるところにより承認される増加分及び追加在庫分の維持、保全及び管理を規制する規則を設ける。

6 理事会は、関係加盟生産国の同意を得て、附属書D及び附属書Eを修正することができる。

7 加盟生産国は、自国のすずの在庫分(附属書Cに定めるところにより輸出されたものとみなされないすずの在庫分)に関する明細書を、理事会の要求する間隔で理事会に提出する。明細書には、鉱山と同附属書の定めるところにより輸出されたものとみなされる地点との間の輸送の途上にあるすずに関する事項を記載しないものとし、4の規定に基づく在庫分については、別個に記載する。

8 前条の規定に基づいて特別寄託分を保有し又は1の規定による在庫量の増加を認められた加盟生産国は、この協定の終了の十二箇月前までに、特別寄託分の処分又は増加分の全部若しくは一部(4の規定によつて輸出を規制される追加の在庫分を除く。)の輸出に関する計画を理事会に通報するものとし、すず市場をできる限り混乱させることなく輸出を行う最良の方法について理事会と協議する。関係加盟生産国は、理事会の勧告に対して妥当な考慮を払う。

第十五章 すずの不足

第四十条 すずの不足の場合の措置
理事会は、すずの市場価格が上限価格帯にあ

る場合又はこれを上回っている場合において、

すずの供給に重大な不足が生じており又は生ずるおそれがあるとき認めるときはいつでも、

(a) 実施されている輸出統制を終了させ、及び在庫量の上限を勧告する。

(b) 加盟国に対し、すずの供給量をできる限り速やかに増加するすべての可能な措置をとるよう勧告する。

2 理事会は、この条に規定する措置が実施される期間を決定する。当該期間は、四半期に対応したものとする。ただし、理事会は、その措置がこの協定に基づき初めて実施される場合及び理事會による不足の認定のなかつた期間の後再び実施される場合には、三月三十一日、六月三十日、九月三十日又は十二月三十一日を末日とする一箇月以上五箇月以内の期間をその措置の実施期間として宣言することができる。

3 理事会は、この条の規定に基づいてとられる措置を実施前に取り消し、実施中に終了させ又は四半期ごとに延長することができる。

4 理事会は、第十条(a)の規定に基づいて行う生産及び消費の見積りに照らし、かつ、緩衝在庫に保有されているすずの地金の数量及び現金の額その他すべての関連要因、特に、すずの生産設備の稼働率、他の在庫分のすずの入手可能性及びすずの時価の動向を考慮に入れて、2の規定に基づいて宣言された期間及び自己の決定することに基づいて期間におけるすずの総需要量及び総入手可能量を見積もることができるようになるに必要の研究を行う。

5 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、供給可能なすずの公平な配分を加盟消費国に保証するための取決を理事会と行うよう加盟国に要請することができる。

6 理事会は、すずの不足の場合において、すずの供給に關して加盟消費国を優遇することを目的として、貿易に關する他の国際協定に抵触しない適当な措置について加盟生産国と協議することができる。

ことができる。

7 理事会は、この条の規定が適用されている間に開催される各会期において、この条の規定に基づいてとられた措置の前の会期以後の成果について検討する。

第四部 その他の条項

第十六章 加盟国の義務

第四十一条 一般義務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するため、最善の努力を払う及び協力する。

2 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾する。

3 加盟国は、1の規定の適用を妨げることなく、特に次のことを遵守しなければならない。

(a) 自国のすべての需要を満たすために十分な量のすずを入手することのできる間、特定の最終用途のためのすずの使用を禁止せず又は制限しないこと。ただし、その禁止又は制限が貿易に關する他の国際協定に抵触しないものである場合は、この限りでない。

(b) 市場の要求に従つたすずの鉱床の経済的な開発を促進するような条件を設定すること。

(c) 鉱床の尚早な放棄を防止することによつてすず資源の保存を促進すること。

第四十二条 特別の救済措置

開発途上加盟消費国及び後発開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害された場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発會議決議第九十三号(第四回会期)Ⅲに定めるところに従つて適当な特別の救済措置をとることを検討する。

第四十三条 協議

第四十四条 貿易に対する障害

1 理事会は、すず市場に關する研究に照らし、すず並びにすずを使用する半製品及び製品

の貿易の拡大に対する障害となつてゐるものを認定する。

2 理事会は、1の規定を考慮して、貿易に対する障害を減じ及び可能なときは撤廃するため自ら勧告を採択すること又は他の適当な組織に勧告を採択するよう求めることができる。理事会は、勧告の実施によりもたらされた成果を定期的に検討する。

第四十五条 公正な労働基準

加盟国は、生活水準の低下及び世界の貿易における不正な競争状態の発生を避けるため、すず産業における公正な労働基準の確保に努力することを宣言する。

第四十六条 非商業的在庫に保有されるすずの処分

1 非商業的在庫に保有されるすずの処分を希望する加盟国は、十分な予告期間を置いて、処分の計画につき理事会と協議する。

2 理事会は、いづれかの加盟国が非商業的在庫に保有されるすずの処分の計画について予告を行つたときは、4の規定の適切な実施を確保するため、当該計画につき速やかに当該加盟国と公式に協議する。

3 理事会は、2の処分の進展状況を随時検討するものとし、また、処分を行う加盟国に対し勧告を行うことができる。当該加盟国は、理事会の勧告に対して受当な考慮を払う。

4 非商業的在庫に保有されるすずの処分は、通常の市場に混乱をもたらすことのないよう、また、新たな供給源の調査及び開発のための投資並びに加盟生産国のすず鉱業の健全性及び成長に悪影響を及ぼすことのないよう、生産者、加工者及び消費者の利益を保護することに受当な考慮を払つて行う。処分の数量及び期間は、加盟生産国のすず産業における生産及び雇用を不

当に害すること並びに加盟生産国の経済に困難をもたらすことのないようなものとする。

第四十七条 国の安全

この協定のいかなる規定も、公表すれば自国の重大な安全上の利益に反すると加盟国が認める情報の提供を要求するものと解釈してはならない。

第十七章 苦情及び紛争

第四十八条 苦情

1 いづれかの加盟国がこの協定に違反した旨の苦情は、その違反の状態の是正についてこの協定に別段の定めがない限り、苦情を申し立てる加盟国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 いづれかの加盟国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、決議によらない限り、この協定に違反したと認定されることはない。認定は、違反の性質及び程度を明示して行う。

3 理事会は、この条の規定に基づき、いづれかの加盟国がこの協定に違反したと認定した場合においては、この協定に制裁について別段の定めがない限り、当該加盟国が違反の状態を是正し又は他の方法によつてその義務を履行するまでの間、当該加盟国から投票権その他の権利を奪ふことができる。

4 この条の規定の適用上、「この協定に違反した」というときは、理事会の付した条件を満たさなかつたこと及びこの協定に基づいて課された加盟国の義務を履行しなかつたことを含む。

5 いづれかの加盟国も、この協定に基づく自国の経済上の利益が他の加盟国の行動(戦時における行動を除く)によつて重大な損害を受けたと認める場合には、理事会に対して苦情を申し立てることができる。

6 理事会は、5の苦情の申立てを受けた場合には、実情を調査し、加盟消費国の総票数の過半数及び加盟生産国の総票数の過半数による議決で、当該苦情が理由のあるものであるかないかを決定するものとし、理由のあるものであると

昭和五十七年四月九日 参議院会議録第十二号 千九百八十年の國際コリア協定の締結について承認を求めるの件外三件

二九四

決定した場合には、当該加盟国がこの協定から撤退することを許可する。

第四十九条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて交渉によつて解決されないものは、加盟国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 紛争がこの条の規定に基づいて理事会に付託され、かつ、十分に討議されたときは、過半数の加盟国又は理事会における総票数の三分の一以上の票数を有する加盟国は、理事会に対し、理事会の決定に先立ち係争中の問題につき3に規定する諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

3 (a) 諮問委員会は、理事会が全会一致の議決で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟生産国の指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟消費国の指名する二人の者。これらの者は、(i)に定める要件を満たす者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定により指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、議長が委員長として選定する者)。

(b) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(c) 諮問委員会の費用は、理事会が支弁する。

4 諮問委員会の意見及び理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

第十八章 最終規定

第五十条 寄託者

國際連合事務総長は、ここにこの協定の寄託者として指名される。

第五十一条 署名

この協定は、千九百八十一年八月三日から千九百八十二年四月三十日まで、ニュー・ヨークにある國際連合本部において、第五次協定の締結国及び國際連合貿易開発會議の加盟国である他の国による署名のために開放しておく。

第五十二条 批准、受諾又は承認

この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第五十三条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は次条の規定に基づいて加入のための条件が理事会によつて定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が第五十五条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を自国の憲法上又は立法上の手続による制限の範囲内において暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

2 1に規定する政府のうち、この協定を自国の憲法上又は立法上の手続による制限の範囲内において適用する結果緩衝在庫勘定に対する拠出

を行うことができない旨を寄託者に通告した政府は、第十章から第十五章までの規定に係る事項については、自国の投票権を行使することができない。もつとも、当該政府は、運営勘定に係るすべての資金上の義務を履行する。この2の規定による通告を行った政府は、理事会が別段の決定を行わない限り、この協定の暫定的効力発生の日から十二箇月を経過した後においては、暫定的加盟国としての資格を有することができる。

第五十四条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。加入は、寄託者に加入書を寄託することによつて行う。加入書を寄託する政府は、加入書に理事会の定めるすべての条件を受け入れる旨を明記しなければならない。

2 この協定に加入する意思を有する政府は、この協定に基づく理事会(この協定の効力発生までの間は、第五次協定に基づく理事会)にその旨を通告する。

3 理事会の定める条件は、投票権及び会計上の義務に関しては、加入する意思を有する政府及び既にこの協定に参加している政府に対し公平なものではないならない。

4 理事会は、この協定に生産国が加入し、加盟生産国となる場合には、次のことを行う。

(a) 当該加盟国について附属書D及び該当する場合に附属書Eに表示すべきトン数及び比率を当該加盟国の同意を得て決定すること。

(b) 輸出統制の実施のため、附属書Cにおいて当該加盟国について表示すべき輸出の定義を決定すること。

決定されたトン数、比率及び定義は、それぞれ当該附属書に含まれているものとして適用する。

5 第五次協定に基づく理事会は、この協定の効力発生までの間、この協定に基づく理事会の第一回会期において追認を得ることを条件として1に規定する条件を定めることができる。

第五十五条 効力発生

1 この協定は、附属書Aに掲げられた百分率の総計の八十パーセント以上を占める生産国の政府及び附属書Bに掲げられた百分率の総計の八十パーセント以上を占める消費国の政府が千九百八十二年七月一日までに又はその後のいずれかの日までに批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した場合には、千九百八十二年七月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、1の規定に基づいて千九百八十二年七月一日に確定的に効力を生ずるに至らない場合において、附属書Aに掲げられた百分率の総計の六十五パーセント以上を占める生産国の政府及び附属書Bに掲げられた百分率の総計の六十五パーセント以上を占める消費国の政府が、同日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又は第五十三条の規定によりこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告しているときは、同日に暫定的に効力を生ずる。

3 國際連合事務総長は、1又は2に定めるこの協定の効力発生のために必要な百分率が千九百八十二年六月一日に満たされていない場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告する。

託者に通告した政府による会合を招集する。会合は、この協定の全部又は一部を当該政府の間で当該政府の決定する日に暫定的に又は確定的に発効させるかこの協定を発効させないかを決定することを目的とする。国際連合事務総長は、その会合に、当該政府以外の政府（この協定に署名したこと又は第五次国際不協定に参加したことを条件とする。）をオブザーバーとして招請する。

4 この協定が暫定的に効力を生じたが有効期間の延長がされた第五次協定の終了後十八箇月を経過した時においても1の規定により確定的に効力を生ずるに至っていない場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府は、1の規定にかかわらず、当該政府の間でこの協定を確定的に発効させることを当該政府の間の合意により決定することができる。当該政府が、当該政府の間でこの協定を確定的に発効させることを決定しない場合には、この協定は、引き続き暫定的に効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の後批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

第五十六条 政府間機関の加盟

1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府間機関を含む。この協定において、署名、批准、受諾、承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾、承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関し

て表決が行われる場合には、第十四条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。この場合には、当該政府間機関の構成国は、個別に票を投じない。

第五十七条 改正

1 理事会は、加盟国に対し、加盟生産国の総票数の三分の二以上の票数及び加盟消費国の総票数の三分の二以上の票数による議決で、この協定の改正を勧告することができる。理事会は、勧告に当たり、加盟国が当該改正を批准し、受諾し又は承認するかしないかを寄託者に通告する期限を決定する。

2 理事会は、1の規定に基づいて決定した批准、受諾又は承認の通告の期限を延長することができる。理事会は、期限の延長について寄託者に通報する。

3 改正は、1の規定に基づいて決定され又は2の規定に基づいて延長された期限までにすべての加盟国が批准し、受諾し又は承認した場合に、寄託者が批准、受諾又は承認の最後の通告を受領した時に直ちに効力を生ずる。

4 改正は、1の規定に基づいて決定され又は2の規定に基づいて延長された期限までに加盟生産国の総票数の八十パーセント以上の票数を有する加盟生産国及び加盟消費国の総票数の八十パーセント以上の票数を有する加盟消費国が批准、受諾又は承認をしない場合には、効力を生じない。

5 1の規定に基づいて決定され又は2の規定に基づいて延長された期限までに加盟生産国の総票数の八十パーセント以上の票数を有する加盟生産国及び加盟消費国の総票数の八十パーセン

ト以上の票数を有する加盟消費国が改正を批准し、受諾し又は承認した場合には、

(a) 改正は、加盟生産国の総票数の八十パーセント以上の票数及び加盟消費国の総票数の八十パーセント以上の票数を構成するために必要な最後の国の批准、受諾又は承認の通告を寄託者が受領した後三箇月を経過した時に、それ以前に批准、受諾又は承認を通告した加盟国について効力を生ずる。

(b) 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の批准、受諾又は承認を行わなかった場合には、同日にこの協定への参加を終止する。ただし、理事会が、改正の効力発生の日の後の最初の会期において、憲法上の困難のため改正の効力発生の日までに批准し、受諾し又は承認することができなかった旨の当該加盟国の申立てを認め、かつ、当該加盟国のためにその困難が克服される時まで批准、受諾又は承認の期限を延長することを決定する場合、この限りでない。

6 加盟国は、自国の利益が改正によつて害されるときは、改正の効力発生の日前に寄託者に対しこの協定からの脱退を通告することができる。脱退は、改正の効力発生の日に効力を生ずる。理事会は、いつでも、公平と認める条件で、当該加盟国に対し脱退の通告の撤回を許可することができる。

7 この条の改正は、すべての加盟国が批准し、受諾し又は承認した場合に限り、効力を生ずる。

8 この条の規定は、この協定に基づいて附属書を修正する権限及びこの協定の修正に関して特別な手続を規定した他の条の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

を及ぼすものではない。

第五十八条 脱退

この協定の有効期間中にこの協定から脱退する加盟国は、次の場合を除くほか、第二十六条の規定に基づき緩衝在庫の清算残高の配分を受ける権利及び第六十条の規定に基づきこの協定の終了の際に理事会の他の資産の配分を受ける権利を有しない。

(a) 第四十八条6又は前条6の規定により脱退する場合

(b) 寄託者に対し十二箇月以上の事前の通告を行つて脱退する場合。ただし、通告は、この協定の効力発生の日から一年を経過した後に行われたものでなければならぬ。

第五十九条 有効期間、延長及び終了

1 この協定の有効期間は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年とする。

2 理事会は、加盟生産国の総票数の三分の二以上の票数及び加盟消費国の総票数の三分の二以上の票数による議決で、この協定の有効期間の合計二年を超えない延長を決定することができる。

3 理事会は、この協定の効力発生の後四年以内に、加盟国に対する勧告において、この協定の更新が必要かつ適当であるかないか及び、更新が必要かつ適当である場合にはいかなる形式によつて更新するかについて通報するものとし、同時に、この協定の終了の時期におけるその需給関係についても検討する。

4 (a) 加盟国は、理事会の次の会期においてこの協定の終了を提案する意向を有する旨を文書によりいつでも議長に通告することができる。

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号 千九百八十年の國際コリア協定の締結について承認を求めるの件外三件

る。

(b) 理事会は、加盟生産国及び加盟消費国の総票数の三分の二以上の票数による議決でこの協定を終了させる提案を採択した場合に、この協定の終了を加盟国に勧告する。

(c) この協定は、加盟生産国の総票数の三分の二以上の票数を有する加盟生産国及び加盟消費国の総票数の三分の二以上の票数を有する加盟消費国が(b)の勧告を受諾する旨を理事会に通告した場合に、理事会の決定する期日に終了する。もつとも、その期日は、理事会がこれらの加盟国からの最後の通告を受領した後六箇月以内の日でなければならない。

5 理事会は、2又は4(c)の規定に基づく決定を寄託者に通告する。

第六十条 終了の際の手續

1 理事会は、2の規定を実施するため、緩衝在庫の清算及び第三十九条に定めるところにより保有されている在庫の処分を監督するため並びにこの協定又は第五次協定に基づいて付された条件の遵守を監督するため、必要な期間、存続する。理事会は、この協定によつて付与された権限及び任務のうちこれらの目的のために必要なものを有する。

2 この協定の終了の際に、

(a) 緩衝在庫は、第二十六条に定めるところにより清算する。

(b) 理事会は、その職員について負う債務の額を算定するものとし、必要に応じ、当該債務を支弁するため、第二十条の規定により計上される運営勘定に係る追加予算によつて十分な資金を確保する措置をとる。

(c) 理事会の負担するすべての債務(緩衝在庫勘定に関連する債務を除く。)は、弁済するものとし、残余の資産は、この条に定める方法で処分する。

(d) 理事会は、存続することとなる場合には、記録、統計資料その他すべての文書を保持する。

(e) 理事会が存続せず後継機関が設けられることとなる場合には、理事会は、記録、統計資料その他すべての文書を後継機関に引き継ぐものとし、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、残余の資産につき、全部又は一部を後継機関に引き継ぐこと又は自ら決定する他の方法で処分することのいずれかを決定することができる。

(f) 理事会が存続せず後継機関も設けられないこととなる場合には、理事会は、國際連合事務総長又は同事務総長が指定する國際機関若しくはその指定のないときは自ら決定する國際機関に対し、記録、統計資料その他すべての文書を引き渡す。理事会の残余の非金銭的資産は、自ら決定するところにより売却その他の手段によつて換金する。

(g) 非金銭的資産の換金による収入及び残余の金銭的資産は、各加盟国が第二十条の規定に基づく運営勘定に係る自国の分担金の累計額に比例して自国の持分を受け取ることとなるように配分する。

第六十一条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。
千九百八十一年六月二十六日にジュネーヴで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

附屬書A 生産国の百分率(注)

国	名	百分率
オーストラリア		五・九五
ボリヴィア		一五・六一
ブラジル		一・二三
インドネシア		一八・六二
マレーシア		三五・一五
ナイジェリア		一・四三
ルワンダ		〇・九二
タイ		一九・二八
ザイール		一・八一
合 計		一〇〇・〇〇

注 この百分率は、千九百八十年に生産された精鉱に含有されているわずかの量(ブラジルについては、精鉱に含有されているわずかと見做す地金の純輸出量)に基づくものである。

注釈 この国及び百分率の表は、協定を作成した千九百八十年の國際連合事務総長に於いて合意したものである。

附屬書B 消費国及び消費国群の百分率(注)

国	名	百分率
オーストリア		〇・二七
ブルガリア		〇・五五
カナダ		二・六九
コスタ・リカ		〇・〇一
キューバ		〇・〇三
チェコスロヴァキア		一・八〇
エジプト		〇・二二
欧州経済共同体		(二七・一五)
ベルギー・ルクセンブルグ		一・五四
デンマーク		〇・一〇
フランス		五・五四

ドイツ連邦共和国

ギリシャ	七・七五
アイスランド	〇・二三
イタリア	三・四五
オランダ	二・七一
連合王国	五・八一
フィンランド	〇・一一
ハンガリー	〇・七二
インド	一・三七
イラク	〇・〇七
ジャマイカ	〇・〇一
日本国	一七・二〇
ヨルダン	〇・〇二
マルタ	〇・〇〇
メキシコ	〇・九四
ニュージーランド	〇・一四
ノルウェー	〇・二六
ペルー	〇・〇六
フィリピン	〇・五四
ポランド	二・二一
大韓民国	一・〇六
ルーマニア	一・八一
サウディ・アラビア	〇・〇三
セネガル	〇・〇〇
スペイン	二・四〇
スウェーデン	〇・二四
スイス	〇・四五
シリア・アラブ共和国	〇・〇三
チュニジア	〇・〇六
トルコ	〇・三九
ソヴィエト社会主義共和国連邦	九・〇九
アメリカ合衆国	二六・九一
ヴェネズエラ	〇・三四
ユーゴスラヴィア	〇・八二
合 計	一〇〇・〇〇

注 この百分率は、千九百七十八年から千九百八十年までの間の平均の新しい地金の消費

量(ソヴェエト社会主義共和国連邦については、精鉱に含有されているわず分及びわず地金の純輸入量)に基づくものである。

注釈 この消費国及び消費国群並びに百分率の表は、協定を作成した千九百八十年の國際連合すず會議において合意したものである。

附屬書C

第一部 輸出統制の実施上すが輸出されたものとみなされる場合

オーストラリア

すずは、関税規則（輸出禁止規則）に基づいて交付される規制品輸出許可書の日付の日に輸出されたものとみなす。ただし、国内の製錬会社から輸出されるが関税規則（輸出禁止規則）の適用を受けないすずについては、当該製錬会社から出荷されたことを貿易資源省が公式に認証した時に輸出されたものとみなす。

ポリザイア

すずは、輸出税の支払のためのポリヴィアの税関当局の検査を了した時に輸出されたものとみなす。すず精鉱が製錬委託契約に基づいて国外で製錬される場合には、生産されたすず地金に対し鉱山冶金省が輸出許可書を交付した時にポリヴィアから輸出されたものとみなす。

インドネシア

すずは、通関手続を了した時又はすず精鉱が税関の監督の下に製鍊所に引き渡され、かつ、計量され、税関吏が通関証明書を交付した時にインドネシアから輸出されたものとみなす。ただし、その後国内消費用としてインドネシアに輸入されるすずは、含まない。

マ
レ
イ
シ
ア

すずは、輸出税の支払のためにマレーシアの税関当局が精鉱を計量した時又は精鉱が輸出税の支払前に製鍊されている場合は同当局が地金を計量した時にマレーシアから輸出されたものとみなす。

ナイジェリア

すずは、精鉱が製錬所に引き渡され、鉱業税の支払のために計量され、通関手続を了した時に輸出されたものとみなす。もつとも、製錬所に引き渡されないすずは、ナイジェリア鉄道会社が輸出のために精鉱の引渡しを受けたことを確認する運送状を交付した時に輸出されたものとみなす。

タイ

すずは、精鉱がタイの製錬会社へ引き渡されかつ計量されたことを鉱物資源局が公式に証明した時にタイから輸出されたものとみなす。もつとも、製錬会社へ引き渡されない輸向向けのすずは、鉱物資源局がそのすずについて輸出許可書を交付した時にタイから輸出されたものとみなす。

ザイル

すずは、ザイル共和国運輸国内委員会に加盟している運輸業者がすずの引渡しを受けたことを確認する通し船荷証券を交付した時に輸出されたものとみなす。

前記の書類が何らかの理由で特定の積出しに対して交付されなかつた場合には、積み出されたトン数のすずは、協定の適用上、ザイル共和国の税関が輸出書類を交付した時に輸出されたものとみなす。

共通規定

統制期間中に加盟生産国から輸送されるはずは、輸出されたものとみなすし、当該統制期間における加盟生産国の輸出許可トン数の一部として扱ふ。ただし、次の場合は、この限りでない。

う。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) この附属書においてオーストラリアについて定める場合

(b) この附属書において各生産国について掲げる手続が当該統制期間の開
始前に当該手続について完了している場合及び協定第三十五条(a)の規定
に基づいて理事会が別段の決定を行った場合

第二部 加盟生産国の輸入

協定第三十五条の規定に基づくずの純輸出量の決定に当たり統制期間における輸出货量から控除することのできる輸入量は、統制期間の宣言の直前の四半期中に加盟生産国に輸入されたずの数量とする。ただし、製錬のために輸入され、その後輸出されたずは、考慮に入れない。

附屬書D 協定第三十九条の規定により保有を許される在庫のトン数(注)

国	名	ト ン 数
オーストラリア		
ボリヴィア		
ブラジル		
インドネシア		
マレーシア		
ナイジェリア		
ルワンダ		
タイ		
ザイール		

注 この附属書に記載されるトン数は、理事会の第一回会期において決定される。

附属書E 不可避的に得られる追加の在庫分

国名	他の鉱物
オーストラリア ナイジェリア タイ ザイル	タンタロ・コロンバイト コロンバイト ウォルフラマイト・シーライト タンタロ・コロンバイト
	採掘される他の鉱物として保有を許される精鉱のすず含有量(トン)
	一・五 一・五 一・五 一・五

附属書F 加盟生産国の百分率の配分に関する

する規則

(2) 百分率の一回目の配分は、協定に基づく理

事会の第一回会期において行ふ。当該配分は、次条の規定にかかわらず、各加盟生産国のすずの生産量が判明している最近の四の四半期（輸出統制期間が含まれる場合には、

二九八

千九百八十一年九月二十五日に國際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百七十六年の國際コーヒー協定の有効期間の延長

国際コーヒー理事会は、次のとおり決議する。

1 千九百七十六年の国際コーヒー協定の有効期間は、千九百八十三年九月三十日まで延長される。ただし、国際コーヒー理事会が、同協定の有効期間が同年十月一日以後の日まで延長されることとなる場合において適用されることとなる同協定の修正に關し加盟国の行方提案であつて千九百八十二年一月三十一日までに受領するものにつき、同年六月三十日までに決定を行うことを条件とする。

2 1の規定により有効期間の延長がされた千九百七十六年の国際コーヒー協定は、千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結国であつて千九百八十二年九月三十日までに国際連合事務総長に對し有効期間の延長を受諾する旨の通告を行つたものの間で、効力を有する。ただし、同日までに加盟輸出国の票の過半数を有する二十以上の加盟輸出国及び加盟輸入国の票の過半数を有する十以上の加盟輸入国を代表する締結国が有効期間の延長を受諾する旨の通告を行うことを条件とする。この2の規定の適用上加盟輸出国及び加盟輸入国に配分される票数は、付表に

掲げる。

3 1の規定により有効期間の延長がされた千九百七十六年の国際コーヒー協定を暫定的に適用することを約束する旨の締結国の通告であつて国際連合事務総長が千九百八十二年九月三十日までに受領するものは、有効期間の延長を受諾する旨の通告と同等の効力を有する。当該締結国は、加盟国の有するすべての権利を有し、かつ、すべての義務を負う。もつとも、国際連合事務総長が千九百八十二年三月三十一日又は国際コーヒー理事会の決定する同日よりも遅い日までに当該締結国から有効期間の延長を受諾する旨の通告を受領しなかつた場合には、当該締結国は、同年三月三十一日又は当該国際コーヒー理事会の決定する日に同協定への参加を中止する。

4 国際コーヒー理事会は、1の規定により千九百七十六年の国際コーヒー協定の有効期間が延長された結果必要となる運用上のすべての決定を行う。

5 事務局長は、この決議を国際連合事務総長に伝達する。

付表 票の配分

総 票 数	加盟輸出国(注)	加盟輸入国(注)
アンゴラ	一〇	一、〇〇〇
オーストラリア		
オーストリア		
ベルギー・ルクセンブルグ	三	一三
ベナン	三	一六
ボリヴィア	三	二九
ブラジル	一九一	
ブルンディ	九	
カメルーン	二七	
カナダ	六	三一
中央アフリカ共和国		

コロンビア	一四三	
コンゴ	二四	
コスタ・リカ	三	
サイプレス		二〇五
デンマーク		
ドミニカ共和国	二二	
エクアドル	二二	
エル・サルヴァドル	五一	
エチオピア	一七	
フィンランド		二〇
フランス	三	八七
ガボン	三	
ドイツ連邦共和国		二七
グアテマラ	三	
グアテマラ	四〇	一〇
ハイチ	五	
ホンデュラス	一八	
ハンガリー	九	
インド	一	一二
インドネシア	五三	
アイルランド		
イスラエル		六
イタリア		五七
象牙海岸	六二	
ジャマイカ	三	
日本国		四六
ケニア	二五	
リベリア	一七	
マダガスカル	一七	
マラウイ	四〇	
メキシコ		
オランダ		
ニュー・ジブラル		
ニカラグア	一七	四四
ナイジェリア	三	七
ノールウェー		一五

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号 千九百八十年の國際ユニア協定の締結について承認を求めるの件外三件

三〇〇

パナマ	一七	三
パプア・ニューギニア	一七	三
パラグアイ	一七	三
ペルー	一七	三
フィリピン	一七	三
ポルトガル	一七	三
ルワンダ	一七	三
シエラ・レオネ	一七	三
シンガポール	一七	三
スリ・ランカ	一七	三
スペイン	一七	三
スウェーデン	一七	三
スイス	一七	三
タンザニア	一七	三
タイ	一七	三
トビー	一七	三
トリニダード・トバゴ	一七	三
ウガンダ	一七	三
連合王国	一七	三
アメリカ合衆国	一七	三
ヴェネズエラ	一七	三
ユーゴスラヴィア	一七	三
ザイール	一七	三
ジンバブエ	一七	三

注 千九百七十六年の國際コーヒー協定第十三条(四)の規定の例により、三の基本票が各加盟輸出
国に及び五の基本票が各加盟輸入国にそれぞれ配分された。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に
掲載〕

アジア太平洋郵便条約の締結について承認
を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和五十七年二月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

- る共通の問題の重要性を考慮し、
これらの郵政庁の間に広範囲な協力関係を設定
しかつ発展させることが時宜を得たものであると
確信し、
万国郵便連合憲章がこれらの郵政庁に与えた権
利を行使して、
各自の政府による受諾、承認又は批准を条件と
して次の条約を締結することを合意した。
- 第一部 一般的规定
- 第一条 連合の構成及び目的
この条約を締結する諸国は、「アジア太平洋
洋郵便連合」(以下「連合」という。)の名称の下
に、単一の郵便領域を形成する。
- 2 連合は、加盟国間の郵便関係を拡大し、円滑
にし及び改善すること並びに郵便業務の分野に
おける協力を増進することを目的とする。
- 第二条 加盟国
次に掲げる国は、連合の加盟国とする。
(a) この条約の効力発生の日に加盟国の資格を
有する国
(b) 次条の定めるところにより加盟国となつた
国
- 第三条 連合への加盟
1 万国郵便連合の加盟国である主権国であつ
て、その全領域がアジア、オーストラレイシ
ア、メラネシア、ミクロネシア又はポリネシア
に所在するものは、アジア太平洋郵便連合の
加盟国となることができる。この条の規定の適
用上、「アジア」とは、イラン以東のアジアの地
域をいう。
- 2 連合への加盟は、この条約への加入の正式の
宣言によつて行ふ。この宣言は、外交上の経路
を通じて中央事務局の所在する加盟国の政府に
送付する。
- 3 連合への加盟は、中央事務局の所在する加盟
国の政府が他の加盟国の政府に通告するものと
し、その通告の日から効力を生ずる。
- 4 連合への加盟に必要な資格を有する国は、こ
の条約のいずれかの規定に従うことができない
場合には、条件を付して、この条約に加入する
ことができる。ただし、その条件は、すべての
加盟国が受諾することのできるものでなければ
ならない。
- 5 4の条件を受諾するかしないかを通告の日付
けの日から四箇月以内に表明しない加盟国は、
棄権したものみなされる。
- 第四条 連合からの脱退
1 加盟国は、中央事務局の所在する加盟国の政
府に対し外交上の経路を通じて送付するこの条
約の廃棄通告により連合から脱退する権利を有
するものとし、当該政府は、その受領を他の加
盟国の政府に通報する。
- 2 連合からの脱退は、中央事務局の所在する加
盟国の政府が1の廃棄通告を受領した日から起
算して一年の期間が満了した時に効力を生ず
る。
- 第五条 公用語
連合の公用語は、英語とする。もつとも、英語
を国語としない加盟国は、費用を負担することを
条件として、翻訳を請求することができる。
- 第六条 特別取極
1 加盟国(加盟国の法令が認める場合には、そ
の郵政庁)は、相互の間で国際郵便業務に関す
る特別取極を締結することができる。ただし、
この条約の規定よりも公衆に不利な規定を当該
特別取極に含めないことを条件とする。
- 2 1の特別取極は、中央事務局の仲介により加
盟国又はその郵政庁に通報する。
- 第七条 連合の機関
連合の機関として、大会議、執行理事会、アジ
ア太平洋郵便研修センター、中央事務局その他
必要とされる機関を設ける。
- 第八条 大会議
1 大会議は、連合の最高機関とし、加盟国の代
表者で構成する。
- 2 加盟国の代表は、必要があるときは連合の条

アジア太平洋郵便条約の締結について承認
を求めるの件
アジア太平洋郵便条約
各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表
者は、
アジア及び太平洋の地域にある郵政庁が直面す

約を改正するため、また、加盟国に共通の利害関係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。

3 各加盟国は、その政府が正当に委任した一人又は二人以上の代表に大会議において自国を代表させる。

4 各加盟国は、一の票を有する。

5 大会議の招請政府は、中央事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請状は、原則として、中央事務局が大会議の期日の六箇月前に招請政府に代わつて連合の加盟国の政府に送付する。もつとも、招請政府が希望する場合に、招請状は、招請政府が発することである。

6 大会議は、原則として、次回の大会議の開催国を指定する。指定ができないこと又は指定がされた国において開催することができないことが判明した場合に、執行理事会が大会議の開催国をこれと協議の上指定する。

7 連合の会議には、顧問の資格で投票権なしで出席するオブザーバーを招請することができ、オブザーバーは、国際連合若しくはその専門機関、連合の活動に利害関係を有するその他の国際機関、他の限定郵便連合又は万国郵便連合の加盟国の郵政庁を代表する者であることを条件とする。招請は、大会議又は執行理事会の請求に応じ、中央事務局が行う。もつとも、招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発することができる。

第九條 臨時大会議

1 臨時大会議は、加盟国の少なくとも三分の二の請求に応じ又はその同意を得て開催することができる。

2 臨時大会議の場所及び期日は、執行理事会が、開催を決議した加盟国の同意を得て決定する。

3 前条3、4及び7の規定は、臨時大会議について準用する。

いて準用する。

第十條 執行理事会

- 1 執行理事会は、大会議から大会議までの間における連合の事業の継続の確保を図るため、加盟国の過半数による議決で別段の決定がされない限り、原則として一年に一回会合する。
- 2 執行理事会は、各会合において、次回の会合の開催国を指定する。会合の開催が必要であるにもかかわらず招請国がない場合には、会合は、中央事務局の所在地において開催する。
- 3 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。会合には、加盟国の過半数が出席していなければならない。
- 4 大会議の議長は、当該大会議開催後の執行理事会の第一回会合を招集する。この会合において、執行理事会は、理事国のうちから一の議長国及び一の副議長国を選出するものとし、議長国及び副議長国の任期は、次回の大会議の終了の時までとする。
- 5 執行理事会の第一回会合の後の年次会合は、執行理事会の議長が招集する。
- 6 執行理事会の会合の招請国は、執行理事会の議長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。会合への招請状は、執行理事会の議長（議長が希望する場合には、中央事務局）が加盟国及びオブザーバーに送付する。もつとも、招請国が希望する場合には、招請状は、招請国が発することができる。
- 7 執行理事会の議長は、通常会期から通常会期までの間において、加盟国の少なくとも三分の二の請求に応じ、原則として中央事務局の所在地において執行理事会の会合を招集することができる。
- 8 執行理事会は、その活動を補佐し又は特定の郵便上の問題を研究する小委員会又は作業部会を設けることができる。
- 9 執行理事会の運営費は、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。

10 加盟国は、執行理事会の会合において、資格のある郵政職員に自国を代表させる。

11 執行理事会の権限は、次のとおりとする。

(a) 大会議の決議によつて課される任務を遂行すること。

(b) 郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連絡を保つこと。

(c) 中央事務局の運営規則を定め、及びその活動を監督すること。

(d) 大会議から大会議までの間において、中央事務局の作成する連合の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。

(e) 万国郵便連合の機関、他の限定連合又はアジア及び太平洋の地域は特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を保つこと及び、必要があるときは、これらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。

(f) 第十八条3の規定により、万国郵便大会議に先立つて会合すること。

(g) 管理上の問題であつて、この条約に規定されておらず、かつ、次回の大会議まで解決を待つことのできないものを暫定的に処理するため、加盟国の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

(h) 技術協力のような事項につき、加盟国の少なくとも三分の二の同意を得て、連合の名において他の限定連合と取決めに締結すること。

第十一條 アジア太平洋郵便研修センター

1 アジア太平洋郵便研修センターは、アジア及び太平洋の地域における郵便業務を改善するため研修の便宜を供与することを目的とする。

2 アジア太平洋郵便研修センターの管理上の責任は、運営理事会に委託する。運営理事会は、少なくとも毎年一回会合するものとし、別段の決定がされない限り、バンコックにおいて

会合する。

第十二條 中央事務局

- 1 中央事務局の所在地は、原則として大会議が、例外的な場合には執行理事会が決定する。中央事務局は、原則として、所在国として決定された国に少なくとも五年間置かれる。
 - 2 中央事務局は、中央事務局長、中央事務局次長及び連合が必要とする他の職員で構成する。
 - 3 中央事務局長は、連合の会議に出席し投票権なしで討議に参加する。
 - 4 中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行うものとし、また、加盟国のための連絡、通報及び調査の機関となる。
 - 5 大会議又は必要があるときは執行理事会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局長及び中央事務局次長を選出し、これらの者の任期を定める。
 - 6 5の規定にかかわらず、中央事務局次長は、通常の場合には、三年を下らずかつ五年を超えない期間を任期として任命される。
 - 7 中央事務局長及び中央事務局次長は、できる限り、異なる国の国民とする。
 - 8 中央事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、中央事務局の会計は、所在国の権限のある当局が監査する。
- 第十三條 大会議への議案の提出
- 1 加盟国の郵政庁は、大会議に議案を提出する権利を有する。議案は、大会議の開会日の三箇月前までに中央事務局に到達しなければならない。
- 2 既に提出された議案に対する修正案は、大会議の開会日の前日までに提出する。
- 3 1の規定にかかわらず、大会議の開会日に先立つ三箇月の期間内に中央事務局に到達する議案も、大会議の裁量により、審議することができる。
- 4 中央事務局は、1から3までの議案をできる

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号 千九百八十年の國際ユニア協定の締結について承認を求めるの件外三件

限り速やかに加盟国の郵政庁に配付する。

第十四条 連合の会議における決定

1 第一部の規定の改正の決定については、加盟国の少なくとも三分の二の同意を必要とする。これらの規定の改正以外の問題については、連合の会議における決定は、出席かつ投票する加盟国の過半数による議決で行う。

2 加盟国は、この条約の規定に従つて招集される連合の会議において、他の加盟国に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほか二以上の加盟国を代表することとができないものとし、また、自国のほか二以上の加盟国に代つて投票することができない。

第十五条 留保に関する手続

1 この条約又はこの条約の施行規則に対する留保は、大会議の承認した議案に基づきこの条約の最終議定書又はこの条約の施行規則の最終議定書に規定する。

2 大会議への議案の提出に関する第十三条の規定は、留保に関する議案については、適用しない。

3 大会議に提出された留保に関する議案は、採択されるためには、前条の規定により必要とされる多数による議決で承認されなければならない。

4 留保の規定の対象とされる加盟国は、いつでも当該規定の適用を放棄することができる。留保の規定の適用の放棄は、中央事務局の仲介により加盟国に通報する。

第十六条 大会議の手続規則

各大会議は、手続規則を定める。手続規則が採択されるまでの間、審議に関しては、前回の大会議の定めた手続規則の規定を適用する。

第十七条 連合の経費

1 大会議は、中央事務局長の勧告を基礎として、連合の年次経費の最高限度額を定める。連合の年次経費は、すべての加盟国が分担する。

2 加盟国は、連合の経費の分担に関し、三の集團に区分される。万国郵便連合の経費の分担において五十単位等級、二十五単位等級又は二十単位等級に属する加盟国は五単位を、同連合の経費の分担において十五単位等級、十単位等級又は五単位等級に属する加盟国は三単位を、同連合の経費の分担において三単位等級又は一単位等級に属する加盟国は二単位をそれぞれ分担する。もつとも、加盟国は、より多くの単位を分担することができる。

3 連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、加盟又は脱退が効力を生ずる年については、その全期間について連合の経費を分担する。

第十八条 万国郵便大会議における協力

1 加盟国は、万国郵便大会議において、審議される議案又は事項が加盟国に共通の利害関係のあるものである場合には、できる限り協力する。

2 加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議のために作成する議案を、万国郵便連合の國際事務局に通知すると同時に他の加盟国及び中央事務局に通知する。これらの議案は、第五条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。

3 加盟国は、万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち及び当該万国郵便大会議の期間中において会合することができる。

第十九条 郵政職員との交換

加盟国の郵政庁は、郵便業務の発展及び改善に関する研究を行わせるために郵政職員を交換し又は派遣することについて取決めることができるものとし、これらの郵政職員に対しあらゆる必要な協力及び便宜を与える。

第二十条 仲裁

加盟国の郵政庁の間の紛議は、万国郵便連合一

般規則の定めるところにより解決する。

第二十一条 施行規則

加盟国の郵政庁は、この条約の実施に必要な手続及び細目を合意により施行規則で定める。

第二部 通常郵便業務に関する規定

第二十二条 通常郵便

1 通常郵便物とは、書状、郵便葉書、印刷物、点字郵便物及び小形包装物をいう。

2 死滅しやうい若しくは変敗しやうい生物学上の材料を包有する書状、放射性物質を包有する書状及び別配達郵便物の交換は、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについてその郵政庁が同意した加盟国の間においてのみ認められる。

第二十三条 郵便料金

連合の郵政庁の間の郵便関係においては、平面上路によつて交換する書状及び郵便葉書について低減郵便料金を適用する。低減郵便料金の額は、内国料金の額と國際料金の八十五パーセントに相当する額との間の額とする。低減郵便料金は、他の種類の通常郵便物及び航空通常郵便物についても適用することができる。

第二十四条 無料送達

加盟国間で交換する郵便物の陸路、河川路又は海路による送達については、原則として料金を徴収しない。加盟国は、無料送達を認めることができる場合においては、料金を徴収することができる。その料金は、万国郵便条約によつて認められ又は定められている料金よりも低い額のものであることができる。

第二十五条 郵便業務の事務用通常郵便物

物についての郵便料金の免除

(a) 郵政庁

(b) 万国郵便連合の機関

(c) 他の限定連合

1 1の免除は、連合の機関が差し出す航空通常郵便物については、適用しない。

2 第二十六条 万国郵便連合の文書の適用

1 この条約は、加盟国間で交換される通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規律する。加盟国間における通常郵便物の交換に関する事項であつてこの条約に定めのないものについては、万国郵便連合の文書の定めるところによる。

第三部 最終規定

第二十七条 この条約の批准

1 委任を受けた各加盟国の代表者は、今回の大会議の終了の際にこの条約に署名する。

2 この条約は、署名国によりできる限り速やかに受諾され、承認され又は批准されなければならない。受諾書、承認書又は批准書は、外交上の経路を通じて中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託するものとし、当該政府は、これらの寄託をすべての署名国に通報する。

3 この条約は、受諾し、承認し又は批准した国については、いずれかの署名国が受諾せず、承認せず又は批准しない場合においても、効力を有する。

第二十八条 この条約の効力発生の日及び有効期間

この条約は、千九百八十二年七月一日に効力を生じ、次の大会議の条約の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの条約の本書一通に署名した。寄託政府は、その贈本一通を各加盟国に送付する。

千九百八十一年三月二十七日にジョグジャカル

タで作成した。

(署名欄は省略)

アジア太平洋郵便条約の最終議定書

委任を受けた各加盟国の下名の代表者は、本日付けで作成されたアジア太平洋郵便条約の署名に当たり、次のとおり協定した。

第一条 条約への加入

この条約に署名しなかつた加盟国は、いつでも加入することができる。加入書は、外交上の経路を通じて中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託するものとし、当該政府は、その寄託をすべての加盟国に通報する。

第二条 郵便料金

マレイシア、シンガポール及びスリ・ランカの郵政庁は、条約第二十三条の規定を適用する義務を負わぬ。

第三条 無料送達

マレイシア及びシンガポールの郵政庁は、条約第二十四条の規定を適用する義務を負わぬ。

以上の証拠として、委任を受けた各加盟国の代表者は、これらの規定が条約の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託される本書一通に署名した。寄託政府は、その原本一通を各加盟国に送付する。

千九百八十一年三月二十七日にジョグジャカルタで作成した。

(署名欄は省略)

〔稲嶺一郎君登壇、拍手〕

○稲嶺一郎君 たいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

昭和五十七年四月九日 参議院会議録第十二号

まず、一九八〇年の国際コリア協定と第六次国際協定は、それぞれ一九七五年の国際コリア協定と第五次国際協定に代わるものでありまして、コリア協定においては緩衝在庫の操作によって、また、すず協定においては緩衝在庫の操作と輸出統制によって、それぞれ、コリアとすずの国際価格の変動を防止し、生産国の輸出収入の安定と消費国への十分な供給を図ることを目的とするものであります。

次に、一九七六年の国際コーヒー協定の有効期間の延長は、現行協定が本年九月三十日に失効することにかんがみ、その有効期間を一年間延長し、協定の修正・更新のための交渉に時間的余裕を与えるとともに、コーヒーに関する国際協力を継続しようとするものであります。

最後に、アジア太平洋郵便条約は、現行のアジア・オセアニア郵便条約にかわるものでありまして、万国郵便連合憲章に基づく限定連合の一つであるアジア太平洋郵便連合の基本文書として、連合の組織、加盟国間の通常郵便業務等について規定しております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨八日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、四件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより四件を一括して採決いたします。

四件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、四件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(徳永正利君) 日程第五 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鈴木一弘君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

刑事補償法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十七年三月五日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

刑事補償法の一部を改正する法律案
刑事補償法の一部を改正する法律

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「四千八百円」を「七千二百円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君 たいま議題となりました刑事補償法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法に基づき、未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による補償の額の算定基準となる日額の上限を四千八百円から七千二百円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、補償金の基準日額の下限据え置き理由、心神喪失者に対する補償の実情、刑事補償の範囲の拡充等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本法案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第六 機械類信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長降矢敬雄君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

機械類信用保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年三月二十六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五百十

三〇三

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号

六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「機械類」の下に「(プログラムを含む)」を加え、「行なう」を「行う」に、「機械工業」を「経営管理の合理化並びに機械工業及びソフトウェア業」に改める。

第二条第一項中「機械類を販売する」を、「機械類を販売し、又はプログラム使用権(プログラムを計数型電子計算機による情報処理(情報)につき計算、検索その他これらに類する処理を行うことをいう。第三項において同じ。)のために使用する権利であつて、その使用する期間が契約により限定されているもの及びその使用の開始の日以後又はその日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ、契約に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)を取得させる」に改め、同条第二項中「購入者」の下に「又はプログラム使用権を取得する者」を、「購入資金」の下に「又は当該プログラム使用権の取得資金」を加え、「債務を」を「債務を、」に、「又は販売する者」を「若しくは販売する者又は当該プログラム使用権に係るプログラムを作成し、若しくは当該プログラム使用権の提供(プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。)をする者」に改め、同条第三項中「使用させる契約」を「使用させ、又はプログラムを計数型電子計算機による情報処理のために使用させる契約」に改め、同項第一号中「使用させる期間」を「使用させ、又はプログラムを計数型電子計算機による情報処理のために使用させる期間(以下「使用期間」という。に、「こえる」を「超える」に、「当該期間」を「使用期間」に改め、同項第三号中「機械類を使用させる期間」を「使用期間」に、「当該機械類を」を「機械類」に、「移動する」を「移動し、又はプログラムのプログラム使用権を相手方が取得する」に改め、同条第四項及び第五項中「行なうことが」を「行うことが」に、「機械類であつて」を「機械類及び中小企業の経営管理の合理化を図るため必要であり、かつ、ソフトウェア業の

機械類信用保険法の一部を改正する法律案 郵政省設置法の一部を改正する法律案

振興に資すると認められるプログラムであつて」に改め、同条に次の一項を加える。

6 この法律において「プログラム」とは、情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第三項のプログラムをいう。

第三条第一項中「の製造業者又は販売業者(第一種機械類の製造業者からその製造するすべての第一種機械類を譲り受けてこれを販売する者その他政令で定める販売業者に限る。以下「製造業者等」という。を「のうちプログラム以外のものの製造業者若しくは販売業者又は第一種機械類であるプログラムの作成の事業を行う者若しくはプログラムの使用権の提供の事業を行う者(以下「製造業者等」という。に改め、同条第二項中「係る販売契約」を「係る機械類の販売契約若しくはプログラムの使用権の提供の契約」に改め、同条第三項第二号中「及び機械工業」を「又は経営管理の合理化及び機械工業又はソフトウェア業」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している改正前の機械類信用保険法(以下「旧法」という。第三條第二項又は第三條の二第二項の保険関係及びこの法律の施行の現行に旧法第三條第一項又は第三條の二第二項の規定により締結されている昭和五十七年度に係る保険契約については、なお従前の例による。

【降矢敬雄君登壇 拍手】

○降矢敬雄君 ただいま議題となりました機械類信用保険法の一部を改正する法律案につきまし

て、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業の経営管理の合理化を図るために必要とされるコンピュータのプログラムの入手、利用を容易にするとともに、ソフトウェア業の発展を促進するため、新たにプログラムに係る割賦販売契約、リース契約等による取引について、政府が信用保険を行う制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、ソフトウェアに関する権利保護、情報処理業界における要員派遣と労務管理、ソフトウェア流通振興対策、データ通信回線利用制度等の諸問題にわたって質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第七 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長遠藤要君。

【審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載】

郵政省設置法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十七年三月二十六日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案 郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号の三中「電波監理審議会」を「郵政審議会、電氣通信審議会及び電波監理審議会」に改める。

第十条の三第一項中「左」を「次に」に改め、同項第一号中「及び第十九條第一項の表郵政審議会の項を削り、同項第四号中「取極」を「取決め」に改め、同項第五号中「割当」を「割当て」に改め、同項第十九号中「基」を「基づく」に改め、同項第二十四号中「外」を「ほか」に改める。

第十九條第一項中「左」を「次に」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表郵政審議会の項を次のように改める。

郵政審議会

第三条(第一項第四号を除く)に掲げる事業の健全かつ能率的な運営を図るため、その事業に関する事項を調査審議すること。

第十九條第一項の表簡易生命保険郵便年金審査会の項の次に次のように加え、同表有線放送審議会の項を削る。

電氣通信審議会

電氣通信に関する事務(電波及び放送の規律に関するものを除く)の公平かつ能率的な運営を図るため、その事務に関する事項を調査審議すること。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2 情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正

3 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「あたつて」を「当たつて」に、「郵政審議会」を「電気通信審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

8 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 業務(第十二条、第十八条、第二十三条)」を「第三章 業務(第十二条、第二十三条)」に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に改める。

「第四章 有線放送審議会」を削る。

第十九条から第二十三条までを次のように改める。

第十九条から第二十三条まで 削除

「第五章 雑則」を「第四章 雑則」に改める。

第二十六條の次に次の一條を加える。

(電気通信審議会への諮問)

第二十六條の二 郵政大臣は、次の各号の一に該当する場合には、電気通信審議会に諮問しななければならない。ただし、電気通信審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

一 第三条第一項若しくは第十四条第一項の申請に対する処分又は第二十五条の規定による処分をしようとするとき。

二 第十三条第一項の規定による区域の指定をしようとするとき。

三 第二十四条第二項又は第三項の規定により役務の料金の變更を命じようとするとき。

四 第三条第一項、第四条第一項第二号、第九條、第十條第二項、第十二條、第十三條第一項又は第二十九條の規定に基づき郵政省令を制定し、變更し、又は廃止しようとするとき。

「第六章 罰則」を「第五章 罰則」に改める。

「遠藤要君登壇 拍手」

○遠藤要君 ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における電気通信の重要性の増大にかんがみ、電気通信行政の一層の公平かつ能率的な運営を図るため、電気通信審議会を設置することとし、これに伴い現行の郵政審議会を改組し、有線放送審議会を廃止する等所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、電気通信審議会の構成と運営及び行政改革との関連、私的諮問機関である電気通信政策懇談会と国家行政組織法第八条との関係、郵政審議会の活動状況、電気通信の高度利用化問題、電話料金問題等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。本日はこれにて散会いたします。午前十時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君
副議長 秋山 長造君

議員 鶴岡 洋君
大川 清幸君
馬場 富君
小西 博行君
三木 忠雄君
大坪健一郎君
原田 立君
柳澤 鍊造君
藤原 房雄君
黒柳 明君
三治 重信君
坂元 親男君
鈴木 一弘君
柏原 ヤス君
木島 則夫君
二宮 文造君
小平 芳平君
藤井 恒男君
新谷寅三郎君
青島 幸男君
前島英三郎君
野末 陳平君
板垣 正君
山本 富雄君
降矢 敬雄君
福島 茂夫君
平井 卓志君

中野 鉄造君
渡部 通子君
高木健太郎君
桑名 義治君
中村 鋭一君
堀出 啓典君
宮崎 正義君
岩上 二郎君
峯山 昭範君
田代富士男君
柄谷 道一君
矢追 秀彦君
渋谷 邦彦君
栗林 卓司君
志村 愛子君
多田 省吾君
中尾 辰義君
田淵 哲也君
安井 謙君
江田 五月君
田 英夫君
井上 孝君
岩本 政光君
谷川 寛三君
降矢 敬義君
戸塚 進也君
林 道君

安孫子藤吉君
遠藤 要君
細川 護熙君
金井 元彦君
嶋崎 均君
中村 太郎君
松垣徳太郎君
郡 祐一君
田中 正巳君
源田 実君
藤田 正明君
竹内 潔君
林 寛子君
村上 正邦君
森山 眞弓君
井上 裕君
大河原太郎君
岡部 三郎君
遠藤 政夫君
中村 啓一君
高橋 圭三君
大島 友治君
斎藤栄三郎君
山東 昭子君
斎藤 十朗君
小林 国司君
山崎 竜男君
中山 太郎君
楠 正俊君
木村 睦男君
増岡 康治君
美濃部亮吉君
中山 千夏君
仲川 幸男君
内藤 健君
川原新次郎君
田沢 智治君
熊谷 弘君

井上 吉夫君
長谷川 信君
河本嘉久蔵君
片山 正英君
稲嶺 一郎君
中西 一郎君
八木 一郎君
塚田十一郎君
白井 莊一君
安田 隆明君
北 修二君
成相 善十君
宮澤 弘君
松浦 功君
田代由紀男君
江島 淳君
大木 浩君
堀内 俊夫君
藤井 裕久君
高平 公友君
鈴木 正一君
上條 勝久君
坂野 重信君
堀木 又三君
古賀雷四郎君
上田 稔君
増田 盛君
西村 尚治君
加藤 武徳君
小澤 太郎君
真鍋 賢二君
山田耕三郎君
福田 安一君
名尾 良孝君
梶原 清君
関口 恵造君
村沢 牧君
亀長 友義君

昭和五十七年四月五日 参議院會議録第十二号

郵政省設置法の一部を改正する法律案

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

三〇六

金丸 三郎君	後藤 正夫君
鳩山威一郎君	宮田 輝君
目黒今朝次郎君	寺田 熊雄君
石本 茂君	鈴木 省吾君
長田 裕二君	内藤善三郎君
野田 哲君	初村滝一郎君
岩動 道行君	玉置 和郎君
対馬 孝且君	小谷 守君
本岡 昭次君	鈴木 和美君
山田 護君	坂倉 藤吾君
下田 京子君	佐藤 三吾君
松前 達郎君	穂山 篤君
高杉 勉忠君	近藤 忠孝君
勝又 武一君	安恒 良一君
吉田 正雄君	安武 洋子君
広田 幸一君	矢田部 理君
志苦 裕君	福岡 知之君
粕谷 照美君	片山 甚市君
香脱タケ子君	山中 郁子君
片岡 勝治君	宮之原貞光君
和田 静夫君	竹田 四郎君
山崎 昇君	立木 洋君
小山 一平君	小野 明君
田中寿美子君	戸叶 武君
小笠原貞子君	市川 正一君
瀬谷 英行君	青木 新次君
小柳 勇君	阿具根 登君

国務大臣

法務大臣	坂田 道太君
外務大臣	櫻内 義雄君
通商産業大臣	安倍晋太郎君
郵政大臣	箕輪 登君

議長の報告事項

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

上田耕一郎君

近藤 忠孝君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和五十七年度一般会計予算

昭和五十七年度特別会計予算

昭和五十七年度政府関係機関予算

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 鹿島臨海工業地帯内の鹿島石油鹿島製油所における爆発事故の実情調査

一、派遣委員

降矢 敬雄	岩本 政光
野呂田芳成	村田 秀三
田代富士男	下田 京子
井上 計	森田 重郎
茨城県	

一、期間 四月六日一日間

一、費用 概算一六、〇〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

昭和五十七年四月三日

商工委員長 降矢 敬雄

参議院議長 徳永 正利殿

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十七年度一般会計予算

昭和五十七年度特別会計予算

昭和五十七年度政府関係機関予算

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

斎藤 十朗君

玉置 和郎君

社会労働委員

辞任

補欠

玉置 和郎君

斎藤 十朗君

予算委員

辞任

補欠

近藤 忠孝君

上田耕一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害及び交通安全対策特別委員

辞任

補欠

坂野 重信君

川原新次郎君

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(閣法第七六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

裁判所法等の一部を改正する法律案(閣法第七七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員鈴木一弘君提出鉱山の保安に関する質問に対する答弁書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

行政官 行政官 行政官

行政官 行政官 行政官

行政官 行政官 行政官

行政官 行政官 行政官

行政官 行政官 行政官

行政官 行政官 行政官

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

行政管理庁長官 古橋源六郎君

行政管理庁長官 古橋源六郎君

行政管理庁長官 古橋源六郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、行政管理局長官官房総務審議官門田英郎君外一名(同日議長承認)を第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

宮本 顯治君

山中 郁子君

大蔵委員

辞任

補欠

穂山 篤君

青木 薪次君

近藤 忠孝君

佐藤 昭夫君

三治 重信君

柳澤 鍊造君

文教委員

辞任

補欠

佐藤 昭夫君

近藤 忠孝君

農林水産委員

辞任

補欠

高木 正明君

楠 正俊君

市川 正二君

下田 京子君

商工委員

辞任

補欠

楠 正俊君

高木 正明君

下田 京子君

市川 正二君

運輸委員

辞任

補欠

青木 薪次君

穂山 篤君

通信委員

辞任

補欠

山中 郁子君

宮本 顯治君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

イラン石油化学事業に関する質問主意書(秦豊君提出)

君提出)

同日内閣から、船員保険法第五十九条第九項の規定に基づく船員保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日 異動

特許庁審査第一部 姫野 瑛一君 退職 昭三・三

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁審査第一部 上杉 一雄君

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

山内 一郎君

板垣 正君

安孫子藤吉君

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁審査第一部 上杉 一雄君

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

山内 一郎君

板垣 正君

安孫子藤吉君

ある。

商工委員会

理事 市川 正二君(市川正二君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣案第三号)

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第四号)

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(閣案第三八号)

外務委員会に付託

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(閣案第四八号)

文教委員会に付託

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣案第四二号)

農林水産委員会に付託

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣案第五五号)

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(閣案第五六号)

商工委員会に付託

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七一号)

運輸委員会に付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を通信委員会に付託した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

刑事補償法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号) 審査報告書

機械類信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二四号) 審査報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号) 審査報告書

千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件(閣法第五号) 審査報告書

第六次国際不協定の締結について承認を求めるの件(閣法第六号) 審査報告書

千九百八十年九月二十五日に国際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百七十六年の

国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件(閣法第七号) 審査報告書

アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣法第八号) 審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、特許庁審査第一部長上杉一雄君(四月七日議長承認)を第九十六回国會議政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

鉱山の保安に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年三月十五日

鈴木 一弘

参議院議長 徳永 正利殿

鉱山の保安に関する質問主意書

石灰石鉱山をはじめとする鉱山においては、発破作業等に多量の火薬類が使用され、その火薬類の管理をめぐつて地元住民から不安の声が聞かれるほか、発破作業に伴う飛石の被害、鉱山たい積の崩壊・流出等による被害も絶たない。

これら鉱山周辺に住む住民の被害や不安を少しでもなくすために、以下の点について政府の見解と今後の対策を伺いたい。

一 栃木県の葛生町及び田沼町では、石灰石鉱山の採掘作業に伴い、発破の際の飛石事故がたびたび発生し、また火薬類取扱所が民家の付近に設置されており、このため両町の多くの住民から不安が訴えられている。

政府は、同地区の石灰石鉱山の周辺住民の生活に及ぼす危険の防止について、これまで鉱山に対してどのような指導、監督を行つてきた

か。二 飛石等により、地元住民の家屋、田畑等に損害を与えた事故について、損害賠償の実態はどのようなになっているのか。

三 他の地区の石灰石鉱山では、このような事故は起こっていないか。

四 火薬類取締法施行規則には、貯蔵する火薬類に応じて火薬庫の構造を厳格に規定するほか、貯蔵する火薬量に応じて保安物件に対する保安距離を定めている。

しかしながら、火薬類取扱所については、その一時保管できる火薬量が少量なることをもつて、火薬類取締法施行規則においても、金属等の鉱山について適用のある金属鉱山等保安規則においても、火薬類取扱所の構造については火薬庫ほどの厳格な規定もなく、保安物件に対する保安距離に関する規定は存在しない。

火薬類取扱所の近くに住民が住むことは、そこに貯蔵されている火薬量の問題もさることながら、わが家の近辺に火薬等が置かれていること自体に不安を感じるものである。火薬類取扱所の保安距離については、通達による行政指導がなされているものと聞くが、これらの点について規則の改正をも含めて政府はどのように考えているのか。

五 鉱山における発破による危険の防止については、金属鉱山等保安規則に「適当な装薬量」や「適当な防護設備」を設けること等によつて被害

のないようにすることが定められている。また、捨石、鉱さい等のたい積による鉱害の防止のためには同規則に一節を設け、これら鉱害の防止を図つていられる。

しかしながら、鉱山とその周辺地域においては、発破による飛石被害やたい積物の流出が跡を絶たないのが現状である。

政府は、これらの原因をいかに考えるのか。現行規則の規定だけで十分であると考へているのか、見解を明らかにされたい。

昭和五十七年四月六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員鈴木一弘君提出鉱山の保安に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一弘君提出鉱山の保安に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の栃木県葛生町及び田沼町地区においては、約三十の石灰石鉱山が操業しているが、各鉱山が隣接していること、民家が比較的鉱山の近くにあること等の事情にかんがみ、従来から発破による飛石事故を未然に防止することを指導、監督の重点事項に掲げ、隣接鉱山間の調整及び地元住民との緊密な連絡について鉱業権

者を指導するとともに、発破の方向、装薬量の適正化、飛石防止用マットの使用等の技術面についても通商産業省東京鉱山保安監督部において巡回検査を行い指導、監督を行っているところである。

二について

発破による飛石事故が発生した場合には、鉱業権者と損害を受けた当事者との合意により損害賠償が行われていると承知している。

三について

石灰石鉱山においては、露天採掘が行われる例が多く、他の地区においても遺憾ながら発破による飛石事故は皆無とはいえないが、このような事故を根絶するため厳しい指導、監督を行っているところである。

四について

火薬類取扱所は、火薬類を貯蔵するための施設である火薬庫と異なり、火薬類を消費する過程で少量の火薬類の配分等を行うための施設であり、構造等に関しては火薬庫と異なる規制を設けているところである。

鉱山における火薬類取扱所については、その設置を認可事項とすること等厳しく規制しているところであり、今後とも適切な指導、監督を行い地元住民に不安感を与えることのないよう万全を期してまいりたい。

五について

発破による飛石事故、たい積物の流出事故の

原因は多種多様であるが、今後とも各鉱山の状況に適した事故防止方法、担当係員の技能向上等について鉱業権者を指導、監督し事故の根絶を図ってまいりたい。

(第十号参照)

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

法務委員長 鈴木 一弘

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改めようとするものである。よつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和五十七年度一般会計予算に八千四百八十一万三千円が計上されている。

審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正す

る法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

商工委員長 降矢 敬雄

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業経理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長するとともに、石炭鉱業合理化臨時措置法に規定する石炭鉱業合理化基本計画の目標年度の変更、新エネルギー総合開発機構による電力用炭の購入及び販売の業務の廃止、重複鉱区がある場合の鉱区消滅区域等における石炭の掘採の制限の緩和等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として昭和五十七年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定に石炭鉱業合理化安定対策費として、四百八十億六千五百三十五万七千

円が計上されている。

附帯決議

政府は、石炭鉱山の保安の確保に万全を期しつつ、最近の石炭鉱業をめぐる環境の変化に対応して、その長期安定化のために必要な諸施策の総合的推進と石炭対策財源の確保に努めるとともに、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、石炭鉱業の長期安定化の見地から、適正な基準炭価の設定に努めるとともに、輸入炭割当て制度の運用等により、国内炭優先使用の原則に立つて需要の確保を図ること。

二、自然条件、立地条件に起因する炭価間格差の是正を図るため、安定補給金の傾斜配分を含め、石炭鉱業経営安定化のための諸施策の推進に努めること。

三、最近における石炭需給環境の変化に対応して、鉱業権消滅鉱区の再開採について弾力的運用を図るとともに、開発が期待される有望地域について資源量の調査を的確に進めること。

四、ガス突出メカニズムの解明、危険作業個所の無人化、自動化を含む保安機器の研究開発を一層推進するとともに、採掘個所の深度化、奥部化の実情に即して自主保安体制の強化と保安確保対策の充実に努めること。

右決議する。

昭和五十七年四月九日 参議院会議録第十二号

審査報告書(第十号参照)

三三〇

審査報告書

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

商工委員長 降矢 敬雄

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、炭鉱離職者が一定の地域においてなほ発生している現状にかんがみ、炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者に対し就職指導を行い就職促進手当を支給することを主な内容とする炭鉱離職者臨時措置法の期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものである。よつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として昭和五十七年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定炭鉱離職者援護対策費のうち十九億七千七百八千円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法律施行の趣旨にかんがみ、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び産炭地域開発就労事業に

ついては、就労者の就労及び生活の実態、産炭地域における雇用失業の状況を十分考慮し、産炭地域振興に効果的に寄与するよう必要な間、その計画的合理的実施に努めるとともに、雇用失業情勢が厳しい北海道等については、再就職促進のため、適切な対策を講ずべきである。

右決議する。

審査報告書

労働省設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

内閣委員長 遠藤 要

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高年齢者の雇用の現状にかんがみ、高齢者対策を総合的に推進するため、労働省職業安定局に高齢者対策部を設置しようとするものである。よつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約二億三千四百万円であり、昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について、配慮すべきである。

一、高齢者対策部の設置を契機として、中高年齢者に対する雇用、就業対策の拡充、強化を一層図るとともに、関係各省と密接な連携をとり、総合的な高齢者対策の展開に努め、もつて今後における高齢化社会の急速な進展の対応に万全を期すること。

一、失業対策事業については、失業対策部の廃止後も、その事業が果たしてきた役割にかんがみ、今後とも必要な関係予算の確保と、その適切な運営を図るとともに、就労者の実情に即した施策の充実に努めること。

一、高齢化社会への移行に伴い、地域における雇用開発がますます重要になっていることにかんがみ、地域の中高年齢者対策の拡充を図るための諸施策の検討を進めること。

右決議する。

審査報告書

地域改善対策特別措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

内閣委員長 遠藤 要

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、当該地域について行われる地域改善対策事業の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講じようとするものである。よつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約二千七百四十五億円であり、昭和五十七年度一般会計予算及び特別会計予算に計上されている。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

外務委員長 稲嶺 一郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在アルバニア日本国大使館を設置し、在アンカラ日本国領事館を総領事館に昇格させるとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を設

定すること、既設の在外公館について在勤基本手当の基準額を改めること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認めた。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和五十七年度予算に九億四千九百七十九万円が計上されている。

審査報告書

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

農林水産委員長 坂元 親男
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、最近における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に対処して、昭和五十二年第八十回国会で承認された漁港整備計画を全面的に変更して、昭和五十七年度以降六年度に四百八十港について漁港修築事業を実施しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

変更後の漁港整備計画の施行に要する経費と

して、昭和五十七年度一般会計予算に漁港修築事業費、千二十億九千九百五十万円が計上されている。

附帯決議

漁港は、漁業の最も基礎的、かつ、重要な生産基盤の一つであり、漁業地区住民の生活とも密接な関連をもつ公共施設である。しかるに、その整備は、近年立ち遅れる傾向にあり、海洋新秩序の定着に伴う沿岸漁船勢力の増大、漁港への陸揚量の増加、石油ショック後の燃油価格の高騰等の漁業をめぐる情勢の変化に十分対応できないおそれが出てきている。

よつて、政府は、その整備を促進するため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、財政再建下での新漁港整備計画の発足にかんがみ、その期間内完全実施を図るため、必要な予算の確保につき最大限の努力を尽くすこと。

二、新漁港整備計画の実施に伴う地方負担の増大に対処するため、地方交付税の確保等所要の措置について、遺憾なきを期すること。

三、事業の実施に当たっては、漁港における機能の増進を図るため、沿岸漁業構造改善事業、水産物流通加工拠点総合整備事業等関連する諸施策との整合性を十分考慮すること。

また、沿岸漁業等の振興のため、計画期間を同じくする第二次沿岸漁場整備開発計画との連携にも留意しつつ効率的な事業の実施を図ること。

と。

四、生活環境の整備が著しく立ち遅れている漁村の現状にかんがみ、漁業集落環境整備事業を引き続き実施すること。

右決議する。

審査報告書

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

農林水産委員長 坂元 親男
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が依然として発生している状況にかんがみ、被害木の破砕、焼却等による駆除、航空機による薬剤防除、松林の他の樹種からなる森林への転換等の松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進するための措置を講じ、もつて森林資源として重要な松林を保護し、及びその有する機能を確保しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、松くい虫防除費と

して、昭和五十七年度一般会計予算に、約七十一億八千三百万円が計上されている。

審査報告書

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

建設委員長 吉田 正雄
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を三か年延長して昭和六十年三月三十一日までとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和五十七年度一般会計予算に農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給に必要な経費として二十億九千九百万円が計上されている。

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号 審査報告書(第十号参照)

審査報告書

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

建設委員長 吉田 正雄
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するために行われる土地区画整理事業の施行の要請、住宅金融公庫の資金の貸付けの特例についての適用期限を三か年延長して、昭和六十年三月三十一日までとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に必要な費用は、昭和五十七年度一般会計予算に計上されている住宅金融公庫に対する補助金に必要な経費(二千八百十三億五千万円)等に含まれている。

審査報告書

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

建設委員長 吉田 正雄
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、琵琶湖総合開発事業を引き続き実施し、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とを増進するため、琵琶湖総合開発特別措置法の有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで十箇年延長しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

この法律施行のため、十箇年計画に要する国費として、おおむね四千九百九十三億円が見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、琵琶湖総合開発計画の改定に当たっては、水質の回復と保全、自然の生態系の復元と資源維持に十分の配慮をするとともに、調和のとれた生活環境の整備、産業文化の創造に留意すること。

と。

二、琵琶湖総合開発計画の改定に当たっては、事前の環境に与える影響等を十分に調査し、関係住民の意向が反映されるよう努めること。

三、琵琶湖総合開発事業の実施に当たっては、関係地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、交付税、地方債等の財源措置について十分な配慮を行うこと。

四、異常渇水時及び洪水等における洗堰の操作については、滋賀県知事の意向を尊重しつつ関係府県知事との調整を図ること。

五、琵琶湖及びその周辺関係河川の水資源の確保と水質を保全するため、水源かん養機能の維持増進、工業用水の循環利用等の促進、工場排水規制と有機洗剤の使用規制、下水道の整備促進等を図るとともに、湖沼の水質の保全に関する法的措置の強化に努めること。

審査報告書

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

建設委員長 吉田 正雄
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限を更に五年延長するものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約一千億円、五箇年間で約一兆円の見込みである。

審査報告書

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

建設委員長 吉田 正雄
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、奄美群島振興開発特別措置法の施行状況にかんがみ、同法別表港湾の項及び漁港の項に規定する工事又は事業に係る国の負担又は補助の割合を十分の十と読み替えて適用する期限を更に二年延長するものであつて、妥当

な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約一億円の見込みである。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

文教委員長 片山 正英

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、島根医科大学に大学院を設置するとともに、九州大学の温泉治療研究所に医学部附属癌研究施設を統合し、生体防御医学研究所に改組するほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであり、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十七年度国立学校特別会計予算に、三十五億二千六百六十六万円が計上されている。

審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及

び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

地方行政委員長 上條 勝久

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方税負担の適正化及び地方税源の充実を図るため、個人の住民税所得割の非課税限度額の引上げ、料理飲食等消費税及びガスの免税点の引上げ等を行うとともに、固定資産税における評価替えに伴う税負担の調整、法人の住民税及び事業税の徴収猶予割合の縮減並びに不動産取得税等に係る非課税等の特別措置の整理合理化を行い、あわせて、固定資産税、特別土地保有税等につき、市街化区域農地に対する課税の適正化措置等土地税制についての所要の措置を講ずるほか、日本国有鉄道の公害防止設備に係る市町村納付金の特例措置の適用期限の延長等を行うものである。なお、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の帯附決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。なお、税制改正により、昭和五十七年度の地方税において三百十億円の増収が見込まれている。

附帯決議

政府は、住民負担の現状と地方財政の状況にかんがみ、左記事項について速やかに検討し、善処すべきである。

一、行政改革に当たっては、補助事業、補助金を整理し、税源配分の見直しにより地方自治体の一般財源の強化を図ること。

二、個人住民税については、税率のあり方等を含め、引き続き低所得者層の負担の軽減を図ること。

三、地方税における非課税措置、課税標準の特例及び租税特別措置については引き続き抜本的な整理を図ること。

四、法人事業税の外形標準課税については、速やかな実現に努めること。

五、宅地に対する固定資産税等の負担の軽減について引き続き検討すること。

六、市街化区域内における農地については、営農の継続に配慮すること。

七、農地の固定資産税についての急激な負担の増加が生じないよう軽減措置を図るなど、農業の経営の実態を考慮し、今後とも、農業に係る固定資産税負担については、適切な配慮を検討すること。

八、家庭用電気料の軽減に努めること。

九、生活環境施設及び地方道を整備するための地方財源の充実を図ること。

十、都市税源の充実を図るため、事業所税の課税

団体の範囲の拡大に努めること。

十一、利子、配当所得の分離課税による地方税の減収については、総合課税に移行する間、明確な補填措置を講ずること。

右決議する。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

通信委員長 勝又 武一

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の昭和五十七年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、事業収入、事業支出とも二千八百七十二億三千万円であつて事業収支は均衡を保っており、債務償還に必要な資金を補てんするため、昭和五十五年度及び昭和五十六年度からの繰越金百十一億四千万円のうち、七十六億二千万円を資本収支に繰り入れ、残余の三十五億二千円は翌年度の財政

昭和五十七年四月九日 参議院会議録第十二号 審査報告書(第十号参照)

三三四

安定化財源として繰り延べることとしている。

また、事業計画においては、テレビ・ラジオ放送網の拡充、視聴者の意向に応じた番組の編成、営業活動の積極化による受信料収入の確保等に重点を置いている。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保すること。

一、協会は、公共放送機関としての使命を深く認識し、一層、視聴者対策を強めて受信料負担の公平を期するとともに、長期経営構想の具体化に努め、経営基盤の強化を図ること。

一、経営委員会が、広く視聴者意向を代表し、協会の最高意思決定機関として機能しうるよう一段と配慮すること。

一、国際放送については、流動する国際情勢にかんがみ、送受信改善等充実強化を図るとともに、国庫交付金の増額にさらに努力すること。

一、国民の多様化、高度化する放送需要に対処するため、多重放送、衛星放送など新メディアの多角的、効果的な活用方策の早期策定に努める

こと。

一、協会は、厳しい経営環境をふまえ、一層効率的経営に徹し、極力視聴者の負担増を抑制するとともに、職員等の労働条件についても検討すること。

右決議する。

審査報告書

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

大蔵委員長 河本嘉久蔵
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国税の還付の件数の増加傾向にかんがみ、還付事務の円滑化を図るため、国税の還付加算金の支払について還付金等の支払と同様の取扱いとす等所要の改正をしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

大蔵委員長 河本嘉久蔵
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかんがみ、今次の税制改正の一環として、法人税の延納制度の縮減を図るほか、適格退職年金契約の範囲を拡充しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十七年度約千四百四十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、準備金、特別償却等各種の租税特別措置について、その政策目的、政策効果、活用状況等を勘案し、一層の整理合理化に努めること。

一、退職給与引当金制度については、今後におけ

る企業年金制度の動向等に対応して、基本的な検討を行うこと。

一、貸倒引当金の法定繰入率については、貸倒実績率の推移等を勘案し、今後とも引き続き検討を行うこと。

一、今後の高齢化社会の進展に伴い、年金に関する課税のあり方等について検討を行うこと。

一、宅地の供給を図り、住宅建設の促進、地価の抑制等に資するため、総合的な土地政策を速やかに実行に移すこと。

一、世論の動向にかんがみ、税務執行の公平を確保するとともに、悪質かつ大口脱税者について厳格な措置をとること。

一、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する国税職員について、変動する納税環境、財政再建の緊急性及び税務執行面における負担公平の確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等に配慮し、今後ともその定員の増加、処遇の改善に特段の努力をすること。

右決議する。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

大蔵委員長 河本嘉久蔵
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、特定設備等の特別償却率の引下げ、価格変動準備金の対象範囲の縮小等の既存の特別措置の整理合理化及び交際費課税の強化を行うほか、土地等の短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分の基準を所有期間(十年)に改め、長期譲渡所得に対する課税を軽減し、居住用財産の買換えの場合等の課税の特例を新設する等土地税制についての改善を図るとともに、住宅取得控除の額を引き上げ、同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例を設け、あわせて中小企業者の貸倒引当金の特例制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十七年度約千九百億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、準備金、特別償却等各種の租税特別措置について、その政策目的、政策効果、活用状況等を勘案し、一層の整理合理化に努めること。

一、退職給付引当金制度については、今後における企業年金制度の動向等に対応して、基本的な検討を行うこと。

一、貸倒引当金の法定繰入率については、貸倒実績率の推移等を勘案し、今後とも引き続き検討を行うこと。

一、今後の高齢化社会の進展に伴い、年金に関する課税のあり方等について検討を行うこと。

一、宅地の供給を図り、住宅建設の促進、地価の抑制等に資するため、総合的な土地政策を速やかに実行に移すこと。

一、世論の動向にかえりみ、税務執行の公平を確保するとともに、悪質かつ大口脱税者について厳格な措置をとること。

一、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する国税職員について、変動する納税環境、財政再建の緊急性及び税務執行面における負担公平の確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等に配慮し、今後ともその定員の増加、処遇の改善に特段の努力をすること。

右決議する。

審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十日

大蔵委員長 河本嘉久蔵
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の貿易の円滑な発展に資する見地から多角的貿易交渉(東京ラウンド交渉)に基づく我が国の関税譲許品目に係る実行関税率の段階的引下げの一律二年分の繰上げ及びウイスキー、半導体、バナナ等の関税率の引下げを行うとともに、アルミニウムの塊に係る関税の免税制度を新設するほか、昭和五十七年三月三十一日に適用期限の到来する石油に係る関税の減税還付制度及びとうもろこし等の暫定関税率に係る適用期限を延長する等所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う昭和五十七年度一般会計分の関税減収見込額は、約四百億円であり、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原油油関税の増収見込額は、約五十七億円である。

審査報告書

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十一日

災害対策特別委員長 村沢 牧

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、豪雪地帯対策特別措置法の施行状況にかんがみ、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例の措置を引き続き十年間講ずるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費としては、平年度約四十八億円の見込みである。

審査報告書

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十一日

農林水産委員長 坂元 親男
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般的な甘味離れ、でん粉を原

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号 審査報告書(第十号参照)

料とした異性化糖の急増等最近における砂糖をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)の売買を通して行う異性化糖の砂糖との価格調整措置並びに国産糖の事業団売戻価格を決定する際行う市価参酌を円滑にするための指定糖及び異性化糖の事業団の売戻価格の特例措置等を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本改正案の施行に当たつては、砂糖の国際需給等の不安定な動向に対処し、国内における甘味の安定的な供給を確保するために、甘味資源作物の生産振興と国産糖業界の育成及び精糖業界と糖化業界の健全な発展を図り、併せて次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、輸入糖及び異性化糖の事業団の売戻価格の特例措置については、砂糖及びとうもろこしの国際需給動向に的確に対処して、甘味の供給安定を図るため、関係者の意見が十分に反映されるよう構成された需給協議会の設置等により、的確な総合的甘味の需給見通し等に基づいて、適正な運営を行うこと。

二、甘味の各流通段階における価格動向を正確に把握し、一般消費者及び関連事業者の利益が不

当に損なわれないよう十分に留意すること。
三、総合的な甘味対策を講ずるに当たつては、糖化業界が国産でん粉の円滑な消化に寄与していること等にも留意し、同業界の秩序ある健全な発展を図るとともに、本法の施行までの経過期間を含め、適切な指導を行うこと。

四、本法の施行に並行して、精糖業界の体質改善が円滑に行われるよう、経営の多角化等に対する各般の措置を講じ、関係商社も含め指導を強めること。

また、体質改善を進めるに際しては、業界段階における労使の話し合いが円滑に行われ、労働者の雇用の安定、労働条件の改善等が図られるよう万全の指導を行うこと。

五、砂糖の自給力の向上を基本とする国内甘味資源作物の生産性の向上、長期生産見通しの達成及び国産糖業界の健全な育成と生産農家の経営の安定を図るために、

(一) てん菜については、合理的な輪作体系の確立等により生産の安定化を図るとともに、てん菜の生産に対応した原料処理体制について万全を期すること。

また、てん菜糖業に対し、労働条件等を含む製造関連対策をも十分に講ずるよう指導を行うこと。

(二) さとうきびについては、土地基盤整備の促進強化、優良種苗の開発・普及、病害虫防除対策の充実、試験研究の推進及び機械化作業

体系の確立等の実効ある生産対策を講じ、さとうきびを基幹とした複合経営の推進に努めること。
右決議する。

審査報告書

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十一日
沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 大鷹 淑子
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、本土復帰後、満十年を迎える沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発、沖縄の復興に伴う国内消費税及び関税の特別措置の適用期限の延長並びに沖縄振興開発金融公庫の業務の拡大を図る等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費は、約千三百七十二億五千万円であつて、昭和五十七年度一般会計

予算に計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興開発の推進に遺憾なきを期すべきである。

一、沖縄の経済社会の厳しい事態の改善に引き続き努めるとともに、沖縄の有する特性を積極的に活用するよう沖縄の振興開発を推進すること。

二、引き続き、社会資本の整備を推進するとともに、整備水準の低い施設についてはその充実に努めること。

三、水の安定供給を図るため、多目的ダム等の建設を促進しつつ、多角的な水資源の開発を促進するとともに、水の有効利用に努めること。

四、電力の供給体制については、沖縄の実態に配慮しつつ、安定的かつ適正な供給が確保されるよう努めること。

五、産業基盤の整備を引き続き推進するとともに、工業開発地区制度及び中小企業の業種別の振興のための制度の活用並びに自由貿易地域制度の実現を図るよう努めること。

六、厳しい雇用情勢に対処するため、産業の振興に当たつては雇用創出効果に十分配慮するとともに、就業機会の増大、職業訓練の充実、若年雇用対策等沖縄の実情に即した雇用対策を積極的に進めること。

七、経済の振興及び社会の開発に対する沖縄振興開発金融公庫の役割の増大に配慮し、出融資が県内産業の育成のため効果的に行われるよう努めること。

八、米軍施設・区域については、日米両国において返還合意のあつたものについてその早期返還に努めるとともに、返還跡地の有効利用を図ること。

右決議する。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十一日

議院運営委員長 松垣徳太郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昨年の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により、本年四月から政務次官の俸給月額が改定されることに伴い、同様に改定される予定の議員の歳費月額を、昭和五十八年三月三十一日までの間は、従前の額に据え置くとともに、政務次官等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても、同様

に据え置こうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年三月三十一日

議院運営委員長 松垣徳太郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在職期間が二十五年以下の国会議員の秘書に、本俸の二十五パーセントの勤続特別手当を支給しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十七年度において、四百九十七万五千円である。

昭和五十七年四月九日 参議院會議録第十二号

三一八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二 四三(大代) 千 105

定価一部
三二〇円